

総務建設常任委員会

令和元年12月13日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和元年12月13日（金） 午前9時30分 開会
午後3時08分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	川村優子
副委員長	松林謙司
委員	杉本訓規
〃	増田順弘
〃	岡本吉司
〃	藤井本浩
〃	吉村優子
〃	下村正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	梨本洪珪
〃	谷原一安
〃	内野悦子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	松山善之
企画部長	吉川正人
企画政策課長	高垣倫浩
〃 補佐	増田智宏
人事課長	板橋行則
〃 補佐	南直美
情報推進課長	高橋勝英
総務部長	吉村雅央
総務財政課長	米田匡勝
〃 補佐	堀川雅樹
税務課長	椿本真司
〃 補佐	葛本章子
産業観光部長	早田幸介

都市整備部長	松 本 秀 樹
建設課長	安 川 博 敏
〃 補佐	西 川 直 孝
〃 補佐	稲 田 恭 一
〃 補佐	西 川 基 之
都市計画課長	奥 田 雅 彦
〃 補佐	新 澤 健 嗣

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	吉 村 浩 尚
〃	高 松 和 弘
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第62号 葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を制定することについて
- 議第63号 葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについて
- 議第65号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第66号 葛城市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 議第67号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 議第68号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 議第70号 葛城市公園条例及び葛城市都市公園条例の一部を改正することについて

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- (2) 国鉄・坊城線整備事業に関する事項について
- (3) 行財政改革に関する事項について
- (4) 公共バスの運行について

開 会 午前9時30分

川村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開催いたします。

皆様、おはようございます。今、真ん中の、今回の定例会の開会のちょうど一般質問を終わらせて、本日より委員会の方に移らせていただくことになっております。

本委員会の新しいメンバー構成で今定例会から臨ませていただきます。委員長は私、川村で、そして副委員長は松林が担当させていただきます。どうぞ皆様のご協力よろしく願いをいたします。

委員外議員の出席でございます。委員外議員は、内野議員、谷原議員、お願いいたします。

発言される場合は、必ず挙手をいただきまして、指名をいたします。マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言いただきますようお願いをいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

ここで、まずお諮りをいたします。

議第62号、議第63号の条例制定2議案につきまして、関連がございますので、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営させていただくことに決定いたしました。

それでは、議第62号、議第63号の2議案を一括議題といたします。

本2議案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま議題となりました議第62号及び議第63号の2議案につきまして、一括して説明させていただきます。

議案の説明に入ります前に、お手元に配付しております資料に基づいて、現行の嘱託員や非常勤職員、いわゆるアルバイト職員でございますが、そういう職員が、令和2年4月以降どのようになるかについて簡単に説明させていただきます。お手元に配付しております葛城市会計年度任用職員制度説明資料1をごらんいただきたいと思います。こちらの資料でございます。1枚物の資料でございます。左側が現行で、矢印の右側が来年度以降ということになってございます。まず、現行の非常勤職員、いわゆるアルバイト職員でございますが、来年度以降は全てパートタイム会計年度任用職員になります。パートタイムとフルタイムの違いは後ほど説明させていただきます。

次に、現行の嘱託員でございますが、これは、勤務時間や職責等に応じまして、パートタイム会計年度任用職員、あるいはフルタイム会計年度任用職員、もう一つ、任期付職員ということになります。

次に、幼稚園、小・中学校で任用されております市費の講師でございますが、これは、任用理由に応じまして、任期付職員または臨時的任用職員になることになっております。

次に、お手元に配付しております葛城市会計年度任用職員制度説明資料2をごらんいただきたいと思っております。パワーポイントの画像をプリントしたものでございますので、1枚目の上の段が1ページ、下の段が2ページというようになっておりますので、よろしくお願いたします。1枚めくっていただきまして、1枚目の裏側、3ページをごらんいただきたいと思っております。まず1つ目といたしまして、任用、服務でございます。会計年度任用職員のフルタイムとパートタイムの違いでございますが、まず、勤務体系でございますが、フルタイムは常勤ということでございまして、1週間当たりの勤務時間が常勤の職員、いわゆる正職員と同じ38時間45分のものでフルタイムということになります。パートタイムは非常勤ということで、1週間当たりの勤務時間が、常勤の職員より少ない38時間45分未満のものでございます。その他の項目はフルタイムもパートタイムも原則同じになっておりまして、任期は1会計年度の範囲内、採用につきましては、公募による面接、書類による選考によるということになります。年齢制限はございません。条件付採用期間、これは、いわゆる試用期間でございますが、採用から1カ月間は身分保障がされないと、適用されないということになります。再度の任用でございますが、これは、人事評価などの能力の実証によりまして2回まで再任でき、最大3年度目の年度末まで任用できることとなります。この後、再任はできないことになるんですが、会計年度任用職員の募集があれば、応募することができまして、面接、書類による選考にパスした場合は、再度採用されることも可能となってございます。服務につきましては、その下のページに記載されております。4ページのところに記載されております。地方公務員法の服務規定が適用されるとともに、懲戒処分ということも適用されます。そして、人事評価も行われるということになってございます。

次に、右側の5ページでございますが、記載のとおり、有給の休暇と無給の休暇がそれぞれ条件に応じて与えられることとなっております。

次に、その下の6ページでございます。3番の給与でございますが、これにつきましては、フルタイムとパートタイムの違いがございますので、それぞれ説明させていただきます。まず、給与体系でございますが、フルタイムの方は、給料、諸手当等、旅費、それからパートタイムにつきましては、報酬、費用弁償と期末手当ということになってございます。給料または報酬の決定は、条例で規定いたします給料表が適用されることになりまして、時間給などはこの給料表の額をもとに算出した額となります。支給方法は、フルタイムの方は月額、パートタイムは、現行の嘱託員は現在と同じ月額で、その他は時間額ということになります。支給される手当につきましては、フルタイムは、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当がそれぞれ条件に応じて支給されます。パートタイムにつきましては、通勤手当相当分は費用弁償として、また、その他の手当はそれぞれ条件に応じた額を報酬として支給されることとなります。次に、期末手当でございますが、これは、6月1日と12月1日の基準日に在職しており、基準日以前に6カ月以上の任期があれば支給されることとなります。パートタイムにつきましては、所定の勤務時間が週20時間未

満のものについては、期末手当は支給はされません。給料報酬等の支給日でございますが、月額のものについては当月の21日、時間給のものについては翌月の15日ということになってございます。昇給につきましては、再度の任用となった場合、それまでの任用期間を経験年数として加算されることとなります。

次に、7ページ、8ページでございますが、これは、現行のアルバイト職員や嘱託員が会計年度任用職員となった場合の給与等についての試算でございます。

それから、9ページ、10ページは、社会保険や雇用保険、退職手当などの適用について記載しておりますので、またご確認いただければと思います。

それでは議案の説明に入らせていただきます。

まず、議第62号、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を制定することについて説明申し上げます。本条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、本市において任期付職員を採用する際に必要な事項を定めるものでございまして、専門的な知識経験を有する者を、一定期間の業務に従事させることができ、また一定の期間内に限り、業務量の増加が見込まれる業務や一定の期間内に終了することが見込まれる業務に、任期を定めて職員を採用することが可能となるものでございます。

条文の内容について説明いたしますので、議案書の6ページからごらんいただきたいと思います。

まず、第1条でございますが、本条例の趣旨を定めてございます。

第2条及び第3条は、任期付職員を採用する場合の規定でございまして、第2条第1項では、高度の専門的な知識経験またはすぐれた識見を有する者、第2項では、第1項で規定した以外の専門的な知識経験を有する者を採用できる場合として、1号から4号までの4つの条件を定める規定でございます。

第3条では、第2条で規定した以外の採用できる場合として、第1項で第1号及び第2号の2つの条件を規定するとともに、第2項では、第1項で規定された業務に任期付職員以外の職員に従事させることにより生じた欠員部分についても、この任期付職員を採用できるという規定でございます。

第4条は、任期付短時間勤務職員を採用できる場合の規定でございます。

次に、第5条は、任期の特例といたしまして、第3条で採用した任期付職員の通常3年の任期を、5年まで延長できる場合の規定でございます。

次に、第6条は、任期の更新に係る規定でございまして、最大任期である3年または5年に達するまでは、任期を更新できるというものでございます。

第7条は、第2条第1項に基づき、高度の専門的な知識経験またはすぐれた識見を有する者として採用された職員、これを特定任期付職員と称することになるわけでございますが、この職員に対し支給する給料月額を定めるものでございます。また、第3項では、特に顕著な業績を上げた場合には、特定任期付職員業績手当を支給できる規定でございます。

第8条は、特定任期付職員に対する給与条例等の適用除外に関する規定でございまして、任期付職員に対する給与については、通常、一般職の職員の給与に関する条例が適用される

わけでございますが、特定任期付職員につきましては、この給与条例の規定中、給料表の適用等に関する規定でございましたり、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、勤勉手当に関する規定は適用しないという規定でございます。また、2項では、読みかえ規定でございまして、先ほどの特定任期付職員業績手当を給与条例上支給することができるよう読みかえる規定と、期末手当の支給割合を特別職と同じ率となるよう読みかえる規定でございます。

第9条は、規則委任に関する規定でございます。

最後に、附則として、第1項では、施行期日を令和2年4月1日とし、第2項では、条例施行前に準備行為ができるという規定でございます。

引き続きまして、議第63号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについて説明申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法第22条の2、第1項に規定される会計年度任用職員について、その給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めるため制定するものでございます。条文の内容について説明いたしますので、議案書の11ページからごらんいただきたいと思います。

まず最初に、目次といたしまして、各章の内容を記載しております。第1条では、本条例の趣旨を定めております。

第2条では、定義といたしまして、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員についての定義を定めております。フルタイム会計年度任用職員は、1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同一のものでございまして、パートタイム会計年度任用職員は、それより短い勤務時間であるものとする規定でございます。

第3条第1項は、会計年度任用職員の給与についての定めでございまして、フルタイム会計年度任用職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当とし、パートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬及び期末手当とするものでございます。第2項では、給与は原則現金支給で、口座振替も可能とする規定でございます。

第4条は、フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1に定める給料表によるものとする規定でございます。

第5条は、職務の級の適用に関する規定でございまして、給料表にある1級と2級の2つの級の適用についての規定でございます。

第6条は、新たに採用されたフルタイム会計年度任用職員の給料表における号給を定める規定でございまして、その基準は規則で定め、任命権者が決定する旨の規定でございます。

第7条は、給料の支給に関する規定で、支給日や日割り計算等について定めております。

第8条から第13条までにつきましては、それぞれ、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当について給与条例を適用する旨の規定でございます。

第14条は、支給する給与について、計算上端数が生じた場合の処理についての規定でござ

います。

第15条は、期末手当に関する規定で、支給割合を再任用職員と同じである100分の72.5とすることや、支給に関する期間割合の通算等の規定を定めております。

第16条は、特殊勤務手当に関する規定でございまして、葛城市職員の特殊勤務手当に関する条例を適用する旨の規定でございまして。

第17条は、時間外勤務手当を計算する上での時間単価の計算方法を定めております。

第18条では、給与の減額として、無給の休暇や欠勤等の場合における給与の減額についての規定でございまして。

第19条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬額の算出方法を定めるもので、第1項では月額、第2項では日額、第3項では時間額についての規定で、第4項は、それぞれの算出のもととなる基準月額に関する規定でございまして。

第20条は、特殊勤務に係る報酬の規定で、特殊勤務手当条例に基づく額を特殊勤務に係る報酬として支給する規定でございまして。

第21条は、時間外勤務に係る報酬の規定でございまして、当該パートタイム会計年度任用職員に定められた勤務時間を超えて、命令により勤務した時間について、1日の合計勤務時間や、あるいは1カ月の合計勤務時間等に応じた割り増し率を乗じた額を、時間外勤務に係る報酬として支給する規定でございまして。

第22条は、休日勤務に係る報酬といたしまして、祝日法による休日や年末年始の休日等に、命令により勤務した場合に、休日勤務に係る報酬を支給する旨の規定でございまして。

第23条は、夜間勤務に係る報酬の規定で、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合に、夜間勤務に係る報酬を支給する旨の規定でございまして。

第24条は、計算により生じた1円未満の端数の処理についての規定でございまして。

第25条は、期末手当に関する規定でございまして、支給割合を再任用職員と同じである100分の72.5とすることや、期末手当の計算の基礎となる報酬額を過去6カ月間における在職期間の報酬の1カ月当たりの平均額とすること、また、支給に関する期間割合の通算等の規定を定めております。

第26条は、報酬の支給として、第1項では、計算期間を月の初日から末日までとし、規則で定める日に支給する旨を規定してございまして、第2項では、日額や時間額により報酬が定められている場合は、その者の勤務日数や勤務時間に応じて報酬を支給する旨、第3項及び第4項では、月額による報酬が定められているものに係る日割り計算をする場合の規定を定めております。

第27条は、時間外勤務等に係る報酬を計算する場合に用いる時間単価の算出方法の規定でございまして。

第28条は、報酬の減額として、無給の休暇や欠勤等の場合における報酬の減額についての規定でございまして。

第29条は、通勤に係る費用弁償として、常勤職員の通勤手当に相当するもので、その支給内容についての規定でございまして。

第30条は、公務のための旅行に関する費用弁償として、常勤職員の出張旅費に相当するもので、その支給内容についての規定でございます。

第31条は、給与からの控除ということで、給与条例に規定されております、職員の親睦を目的とする団体に加入するものに係る、その団体の費用でありましたり、職員の申し出に係る保険料や貯金等は、会計年度任用職員の給与から天引きできる規定でございます。

第32条は、市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与として、この条例であらかじめ想定していない、特に特殊な職務を行う会計年度任用職員の給与については、別に定めることができる規定でございます。

第33条は、規則委任に関する規定でございます。

附則として、施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

次に、別表第1は給料表でございます、一般職の職員の給与に関する条例に規定しております給料表の1級と2級を使用しているものでございます。

最後に、別表第2は、等級別基準職務表で、1級または2級に格づけする場合の基準となる職務を規定しているものでございます。

以上で議第62号及び議第63号の条例制定2議案についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

川村委員長 ただいまご説明をいただきました本2議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 おはようございます、よろしくお願いいたします。いろいろお聞かせ願います。

まず1つ目は、職員さんの給料が上がると思うんですけども、予算的にはどれぐらい考えておられるのか。

あと、もう一つは、働き方改革からの考えが出てきてると思うんですけども、国からの補助みたいなのはあるんでしょうか。

あと、3つ目、これ、気になって、僕いろいろ調べたんですけど、わからないのでお聞かせ願いたいんですけど、給料が下がる人というのは絶対出てこないんですか。この3つをお願いします。

川村委員長 板橋人事課長。

板橋人事課長 人事課の板橋です。よろしくお願いいたします。先ほどの杉本委員のご質問に回答させていただきます。

まず、予算なんですけれども、令和2年につきましては約8,600万円ぐらいの増加となっております。また、条件といたしましては、現在雇用している方をそのままスライドした場合ということなんですけれども、そういうことになっております。

それから、国の補助なんですけれども、そちらにつきましては、葛城市だけでなく全国的な問題になってますので、例えば全国市長会であったり、全国町村会あるいは全国知事会から、国の方には、地財に入れてくれということで要求してるということになっております。

下がる方についてなんですけれども、今のところいらっしゃいません。むしろ期末手当がつ

きますので、ほとんどの方が上がるということでご理解ください。

以上です。

川村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

重要なお質問ありがとうございます。2点目でございます。財源の話につきまして、そもそも人件費につきましては、基本的にそれぞれの地方公共団体が自前の財源で賄うものということで、補助金がつくような種類のものはそもそもございませんが、逆に言いますと、そういったことも含めた地方財政の全体のコストに対しては、地方財政制度の中で適切に所要額を見積もって、地方財政計画に国の方で計上していただいた上で、一定の基準に基づいて普通地方交付税という形での配分もございますので、そういった意味では、財源的には市税で賄うものと、それから交付税として国から、これは財源保障としていただくものの合わせた形で賄われる。その中で、杉本委員が今、本当に重要な、私たちも懸念の部分なんですが、ご質問いただいたと思いますけども、当然こういった形で、会計年度任用職員の身分が安定をすることの中で総額はふえるわけですから、その部分につきましては、現在明らかになっておりますのは、夏ごろに地方財政の仮試算という形で総務省が出されておる資料がございますが、この中で、予算編成過程において適切に所要額を見積もるといいますか、予算編成過程において検討するということが、ちょうど表書きの、ネット等で資料をごらんいただけますので、ごらんいただいたら、その表の欄外に米印でそういった表記もございますので、そういったことも含めて、年末にかけての予算折衝におきまして、対財務省折衝の中で、総務省にはぜひともその予算確保に向けて頑張ってくださいたいと、その旨につきましては、各方面を通じて要望は、それぞれ地方団体としては表明をしているところでございますが、最終的にはそういった形で地財が決着をした上で、さらに、交付税の配分につきまして、どういう形で来年度、葛城市にとっても財政上どれだけの増額があるかどうかについては、現時点ではなかなか不透明なところもございますので、もう始まっております来年度予算編成につきましては、この分の財源としては一般財源でありますから、一般財源の増についてどういう形で歳出を見積もっているか、他の財政についても、場合によったら切り詰めるところも出てくるかと思えますけど、そういったことも含めて、重要な案件、課題として認識をしておるところでございます。

以上でございます。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。気になるところだったんです。また後日というか、時期を見て、もう一回お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

下がる方はおられないということで、それは安心して、きっちりやっていただくのがすごい安心しております。ただ、僕いろいろ、僕の子どもがまだ3つなので、保育士さんを見て、すごい大変やなと思って、個人的には、この保育士さんの給料を見て、他市と比べて葛城市、保育士さんの給料どんなものなのか、1つ、高いのか安いのかお聞かせ願いたいのと、もう一つは、後でまた人事院勧告で一般職の給料が変化すると思うんですけど、その場合は、

この会計年度の表、僕、ごめんなさい、わからないんです。わかりにくかったんですけど、20ページの一般職の表1と、34ページの一部改正した後の表、金額全部一緒なんです。この辺がよくわからないので、詳しく教えていただきたいです。

川村委員長 板橋課長。

板橋人事課長 人事課の板橋です。よろしくお願いします。

保育士さんの給与なんですけれども、聞いている限りは、さほど低くは、ほぼ同じような形の、横並びの賃金の設定とは聞いております。ただ、政策的に考えなくてはいけない場合は、おいおい考えていくかと思えます。よろしいですか。

川村委員長 いや、他市と比べてどうなのかという。

板橋人事課長 ほぼ遜色はないと伺っております。

2番の給料表の件なんですけれども、こちらにつきましては、会計年度の別表第1の1級、2級につきまして、これは、議案の34ページにあります給料表の1級、2級と同じ金額で、人事院勧告後の金額を設定させていただいております。よろしいでしょうか。

川村委員長 人事院勧告に基づく給料表のベースと合わせてるということですね。

板橋人事課長 新規の設定になりますので、こちらに関しては、人事院勧告は関係なしで設定させていただいております。

以上です。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 なるほど。わかりました。ありがとうございます。

保育士さんの給料に関しては、遜色あって、うちは高いですと言っていたきたいんですけど、保育士さん、人材確保も難しいので、その辺ご考慮お願いします。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 今までの再任用職員、パート職員の位置づけが条例化されて、身分保障もされたということになって、大変ええことやと思うんです。私、いつも言うように、副市長の方からも財源の話も出てきました。基本的には給料は市税で賄うというのが基本やと思いますけども、ただ、副市長の話では、こういう制度があつてんから、地方にも温かいというんか、厚いというんか、そういう措置をしてくださいよと要望があるということはわかると思うけども、恐らく国の方が応じてこないであろうというふうに思います。ですから、私は、いつも皆さん方をお願いしてるのは、我々、私もそうですけども、いただいている税金、この原資は何かということ職員さんにもっと理解してもらいたいというふうに思うんです。今、この条例をすることによって、今、板橋課長から、財源幾らぐらいふえるんや、8,600万円ぐらいという話はされてます。この8,600万円、こんだけの金額を税収としていただくとしたら、どうするんかということです。市民の皆さんから、こんだけの税金ふえるんで、税金ようけ払ってください、そんなこと言えるはずがない。ですから、職員の皆さん方も、そういうようなことをよく自覚していただいて、私もそうですよ。報酬いただいておりますけども、皆さん

から納めていただいた税金で報酬いただいている。職員としてこの気持ちを忘れずにやってもらいたいということは、私、ここに企画部長おられますけども、いつも言いますように、再任用職員、今は変わりましたが、ここで書いてある第2条の6ページ、高度の専門的な知識、あるいはすぐれた識見、これが1つの条件になってる。ところが、今の再任用職員、みんなこれに該当するんか。それを言うたら、吉川部長は私に、「そんなこと言うもん違いまんがな」と言われたけども、極論ですよ。ということは、市民から何を言われてるか。例えば、あそこへ行ってんけども、顔は知ってるねんけども、何してはるんやろなという話を聞いている。これは現実やと思いますねん。そやから、こういうことをするという事は大事なことやし、身分保障をするということも大事なことや。そやから、これを機会に、もう一度職員の皆さんもそれをよく理解していただいて、本当に、今、再任用職員の皆さん方よりもパートで来てもらってる職員の皆さんの方が更に仕事してるの違うんかな。

それと、私は、お願いしたいのは、パート職員であろうと再任用職員であろうと、やはりその人にきちっと、どの仕事してくださいということを、管理職なり理事者の人も、どんな仕事をしてもらうために来てもらうんやということを、はっきりと自覚できるようにやってもらわないと、こんだけ、今、職員は317人ですか。総トータルは500人を超えてる。この給料だけでかなりの給料になってる。三割自治というようなこと言いませんけども、本当にこのまま市税でそんだけの費用が賄えるのかということをもう一度考えていただいて、やってもらいたい。

この条例の中身については、私は一々どうのこうのいう話はしません。もちろん、それに合った給料も支払いしていく。保険の問題、退職手当の問題、対応はようになったことは事実やけども、恐らくこうなってきた募集したら、今まで以上に募集人数がふえるであろうというふうに思います。立派な人もたくさん来てもらえるであろう。そういうメリットはあると思います。しかし、その中で、今言ったように、きちっと仕事を与えてもらわないとデメリットが出てくる。こういうことのないようにだけお願いをしたいと思います。

もし、意見あったら、「何言うてんねん」と言うて、おっしゃっていただきたいと思いません。

川村委員長 見解ということで、松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

岡本委員、ご意見、肝に銘じて拝聴いたしておりました。委員おっしゃるとおりだと存じます。1点、ただ、制度的には、委員おっしゃった再任用につきましては、一般職のままで給与体系が変わりますので、現在提出しております部分の臨時的任用というのは、また別の体系でございますが、ただ、委員おっしゃってる趣旨は、全くそのとおりだと存じます。基本的には、財源は、職員給は一般財源であると先ほど私も申し上げたとおりでございます、その中で市民の皆様きちんとご理解いただけるように精いっぱい勤務に精勤をします。また、今回の制度におきましては、既に一般職の職員につきましては、人事評価制度につきましてもその完全実施をするということで、さらにその評価の目を厳しくしております、それは、最終的には給料についても反映されると。頑張って、本当に非常に顕著な功績を上げ

ていただいた方には、少し、給与体系といいますか、ボーナスが高くなると。そうでない人については割落としがあるかもしれない。そんな制度に既に移行もしておりますが、会計年度任用職員につきましても、今後そういった人事評価についても適用していくということでございますので、身分の安定とともに、しっかりと市民の信託を受けとめて働いていただけるような、その厳しさもあわせて、しっかりと導入しながら、各管理職、肝に銘じて、それぞれの職場の職員の働き方をきちっと指導していくといったことに取り組んでまいりたいと存じます。ご意見ありがとうございました。

川村委員長 岡本委員。

岡本委員 副市長からきちっと答弁していただき、ありがとうございます。ですから、人事評価をやっているということやから、次年度の職員さん、どういうふうに変ったのかなということや皆さん方と一緒に検証していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 私もまだ理解ができてない部分があるのかなと自分で思ってるんですけど、こういう制度が変わるという中で、給料表を見てると、20ページ、別表第1というところで、これが会計年度職員さんの給料表やと、こういうことですね。この時点で間違ってたらかんけども、これが1号給からずっと長く、1級と2級の差は何かと、今は聞いてませんが、125号給、長期にわたるものが記載されてる。こういう中で、今までアルバイトというのは何とかなるかとか、パートさんというのは3年が期限ですよとか、どういう決まりになってたのかわかんないですけども、何か期限つきで臨時職員さんという形で採用してたように思ってるんですけども、こういう給料表になってくると、何十年とここに記載されてるわけですよ。ここの考え方を教えていただきたい。会計年度やから、もしかしたら、言葉で言うと、短期で回していくのかなというふうにも思ってたんですけども、この給料表自身がかなり長期にわたる給料表をつくられてるという、その関係を教えていただきたいと思っております。

川村委員長 板橋課長。

板橋人事課長 人事課の板橋です。よろしくお願いします。

給料表の件なんですけれども、基本的には、一般職の給料表をそのまま使わせていただいています。その中で、例えば事務補助職でありましたら、1級の1号からスタートしまして、翌年にも再度任用になりましたら昇給させるという形で上がっていくんですけども、3回、4回と繰り返すとそれ以上の昇給は要らないですよということで、一旦昇給を停止するという形になります。具体的には、事務補助でしたら1級の1号から、例えば1級の16号までとかという形で上限を設定するような形になります。

先ほどの保育士の件なんですけれども、保育士につきましても、例えば、スタートを1級の30号からにすると。1級30号が一番最初の給料で、そこから昇給していくと。ただし、ずっと昇給していくのではなくて、ある程度になりましたらとまるという形になります。上限があるという形になります。個々の職によって適用される級の幅を決めてるという形になります。

すので、全部の号を使うというわけではございません。

以上です。

川村委員長 藤井本委員。

藤井本委員 今の説明はよくわかります。全ての方が1号から始まるのではなくて、職種によっては30号ぐらいからスタートする人もありますよと。それであっても125号まで一般職と同じように記載しておくということ自身に、これでええのかなという、私は個人的に思っておりますけども、今、板橋課長の言うてるのはよくわかってるんです。今、続きでいくと、こういう特別な職は100号からスタートする場合もございますねんというのであれば、125号までであってもええと思うけども、そんなことあり得ないわけで、これをそのまま何かスライドしてここへぼんと載せてるといふうにしか私は見えへんのやけども、これを使うのであれば、注意書きをするとか、何かの記載をするとかしておいた方がええのかなというふうには思っておりますけど、どうでしょう。

川村委員長 板橋課長、これ、スライドして載せているという今の表現、説明いただけますか。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

こんなところで私がしゃしゃり出て答弁するのはいかがとは思いますが、今、藤井本委員、お聞きいただいた話も非常に実は重要な論点でございます、本当によくそこをご指摘いただいたと思うわけでございますが、給与につきましては、そもそも、当然、市のことでございますので、市で定めなければならないと。大きな団体になりますと、例えば県でありましたら、県は人事委員会ということで、県内企業の給料等の実態も調べた上で、独自に人事委員会勧告をしながらその給料表が定まっているわけでございます。当葛城市につきましては、このような規模の団体の中で、人事課ではなくて公平委員会ということで、人事委員会機能を持っていない中で、実は、職員給につきましても給料表自体を国の国家公務員の給料表、これは、人事院という国の機関がいろいろ給与実態を調べられた上で定められている国家公務員の給料表自体を、一般職の職員につきましても適用をしております。これは、まさに藤井本委員がご指摘なさったとおりで、その一般職の給料表のうちの会計年度任用職員の働き方を考えて、該当するであろう部分を抜き出して、そのまま引用させていただいておりますので、委員ご指摘の、こういった形になっておると。実際、これを独自に市でも定めようといいたしますと、先ほど申し上げたように、市で独自にいろんな給与調査等もしながら決めていくという作業も要りますし、そもそも、人事委員会というものをつくった上で、専門的に客観的にそういったことをして決めていく必要があるということの中で、これは、一般職の給料表の該当部分をそのまま、まさに引用しているものであって、実際にそれを適用する場合におきましては、それは、それぞれの会計年度任用職員の方の経歴でありますとか、仕事の内容に応じて適用していきますので、実際には非常に数字の大きい50、60号まで載っておりますが、運用としてのそんな適用の事例は余りないのかなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

川村委員長 藤井本委員。

藤井本委員 課長なり副市長にお話を聞いて、運用はないやろうということですが、しかし、課長の話に戻るけども、1号給から2号給に上がる展開幅というのかな、言いますよね。例えば、1号給で入った人が2号給に上がったら、例えば2級のところやったら、展開幅が1,800円上がるわけですよね。さっき言わはった30号級のところから入ったとします。30号級やったら、次、31号級に上がる人は1,000円か。この展開幅も違うわけですよ。だから、もう答えはもらえないですけども、その場合は2段階上げますねんとか、そういうことで調整はするやろうと思うけど、今回はもうこれでええけど、これに対して反対とか何とか言わないけども、ここ、今後課題として検討しないと、課長の言うてる、職種によっては30号級から入りますねん。30号級から入った人の展開幅は違うんやもん、これ。だから、一般職をスライドさせたからこういう結果になるんやと思います。

国の決まりというか、制度によって改正やから、ここを課題として残しておいてください。今のところはこれで、ちゃんとした運用をしたらできるから、2つ飛ぶ人もあれば3つ飛ぶ人もあるやろうと思いますから、そこはそういう形で運用させたらええねんけど、これ自身に、今の答弁から言うと、問題があるので、課題として残してもらいたいと思います。

以上です。

川村委員長 今の、もう答弁できないんですけど、例えば、考え方が全く違うとか、今言われてるご意見に対して、もし、全然違う考え方を言われるんでしたら、答弁を認めますけれども、よろしいですか。なかったらいいんですよ。誤解であったりするようなことがあれば、言うていただいたらいいと思うんですけども、それはありませんか。

吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。

ただいまの藤井本委員おっしゃってるように、昇給幅がそれぞれ号給のところによって差があるという話でございますけども、職員の給料も同じように、こういうことで号給が上がると金額が違う部分もございます。実際に昇給という部分につきましては、会計年度任用職員は、基本的には会計年度で完結しますので、本来は昇給ないんですけども、それが再度の任用ということで引き続いて採用になったときには、前歴として加算しましょうという話ですので、厳密には昇給という考えではございません。あと、普通、一般職の職員が1年間良好に勤務した場合は4号給上がります。会計年度任用職員のフルタイムの方は職員と同じですので、万が一、翌年度に引き続いて勤務された場合は、4つ上げたところの給料を適用しますと。しかし、パートタイムの場合は常勤職員よりも短いので、勤務時間なりに応じた昇給幅になるということで、それぞれ昇給幅は変わってきますので、実際には、額は昇給の場所によって若干の差異はございますけど、それは、職員と同じような考え方で、昇給したときに何号給という考え方でいくということで、それは考慮できる部分ではないというふうに考えております。

以上でございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、議第62号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第62号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第63号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので討論を終結いたします。

これより議第63号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第63号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りをいたします。

次の議第65号から議第67号までの条例改正3議案につきましては、いずれも人事院勧告に伴う給与改定等に係る議案でございますので、本3議案については、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営いたすことに決定いたしました。

それでは、議第65号から議第67号までの3議案を一括議題といたします。

本3議案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。

ただいま議題となりました議第65号から議第67号までの3議案につきまして、一括して説明させていただきます。

まず、議第65号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

初めに、改正理由でございます。本年の人事院勧告におきまして、一般職の特別給について、民間給与が国家公務員給与を上回ったことから、0.05月分の引き上げが勧告されました。これを受けまして、国の特別職の期末手当を0.05月分引き上げるための、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、第200回国会におきまして、本年11月15日に可決成立いたしましたことに準じまして、本市の議会議員の期末手当を0.05月分引き上げるための本条例を改正するものでございます。

続いて、改正内容でございます。初日に配付させていただいております新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。新旧対照表の左側が改正前で、右側が改正後となっており、改正部分についてはアンダーラインを引いておりまして、改正後については、アンダーラインに加えて赤字で表記しております。まず、改正条例第1条で改正する部分でございます。新旧対照表の2ページをごらんいただきたいと思っております。本年12月に支給されます期末手当の支給割合を0.05月分引き上げる改正でございまして、第6条第2項で規定されております100分の167.5を100分の172.5に改めるものでございます。

続きまして、改正条例第2条で改正する部分でございます。新旧対照表の3ページをごらんいただきたいと思っております。令和2年度以降に支給する期末手当につきまして、改正条例第1条で引き上げました0.05月分を踏まえた年間の合計の支給割合は3.4月のまま、6月期と12月期にそれぞれ均等案分し、それぞれ1.7月に改正するものでございまして、改正条例第1条で改正した100分の172.5を100分の170に改めるものでございます。

次に、附則第1項といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するというものでございます。附則第2項では、本年12月の期末手当を引き上げるための第1条の改正規定を、本年12月1日に遡及して適用し、附則第3項では、引き上げた期末手当の額と、本年12月10日に支給いたしました期末手当との差額を支給する規定を設けるものでございます。

次に、議第66号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

初めに、改正理由でございます。ただいまも申し上げましたとおり、本年の人事院勧告におきまして、一般職の特別給について民間給与が国家公務員給与を上回ったことから、0.05月分の引き上げが勧告されました。これを受けまして、国の特別職の期末手当を0.05月分引き上げるための特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、第200回国会におきまして、本年11月15日に可決成立いたしましたことに準じまして、本市の常勤の特別職に係る期末手当を0.05月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。まず、改正条例第1条で改正する部分でございます。新旧対照表の2ページでございます。本年12月に支給されます期末手当の支給割合を0.05月分引き上げる改正でございまして、第6条第2項で規定されております100分の167.5を100分の172.5に改めるものでございます。

続きまして、改正条例第2条で改正する部分でございます。新旧対照表の4ページをごらんいただきたいと思います。令和2年度以降に支給する期末手当につきまして、改正条例第1条で引き上げました0.05月分を踏まえた年間合計の支給割合は3.4月のまま、6月期と12月期にそれぞれ均等案分し、それぞれ1.77月に改正するものでございまして、改正条例第1条で改正した100分の172.5を100分の170に改めるものでございます。

次に、附則第1項といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は、令和2年4月1日施行とするものでございます。附則第2項では、本年12月の期末手当を引き上げるための第1条の改正規定を、本年12月1日に遡及して適用し、附則第3項では、引き上げた期末手当の額と、本年12月10日に支給いたしました期末手当との差額を支給する規定を設けるものでございます。

次に、議第67号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、改正理由及び主な改正内容について説明申し上げます。

初めに、改正理由でございます。本年の人事院勧告では、国家公務員給与と民間給与の比較において、月例給につきましては民間給与が0.09%上回り、特別給についても民間給与の方が上回ったことから、月例給については平均改定率0.1%の増額改定、特別給については0.05月分の引き上げが勧告されました。また、住居手当について、支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるとともに、手当額の上限を1,000円引き上げることとされたところでございます。この人事院勧告及びこれを受けての第200回国会におきまして、11月15日に可決成立いたしました、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じた改正を行うものでございます。

続いて、改正内容でございます。新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まずは、改正条例第1条で改正する部分でございます。新旧対照表の4ページをごらんいただきたいと思います。本年12月に支給されます再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げ0.975月分とする改正でございまして、第16条第2項第1号で規定されております100分の92.5を100分の97.5に改めるものでございます。

次に、新旧対照表の5ページから9ページをごらんいただきたいと思います。別表第1の改正でございます。官民較差を埋めるために、給料表を平均0.1%の増額改定を行うものでございます。

続きまして、改正条例第2条で改正する部分でございます。新旧対照表の10ページをごらんいただきたいと思います。住居手当に係る改正でございまして、第8条第1項第1号では、住居手当の支給対象となる家賃の下限額である月額1万2,000円を1万6,000円に改め、第2項第1号では、文言の整理と、手当支給額の上限を1,000円引き上げ2万8,000円とする内容の改正でございます。

次に、新旧対照表の11ページをごらんいただきたいと思います。令和2年度以降に支給する勤勉手当につきまして、改正条例第1条で引き上げました0.05月分を、6月期と12月期それぞれ0.025月分に分けまして、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ0.95月分とするもので、改正条例第1条で改正いたしました100分の97.5を100分の95に改めるものでござい

す。

次に、新旧対照表の12ページをごらんいただきたいと思います。附則でございます。附則第1項といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は、令和2年4月1日施行とするものでございます。附則第2項では、改正条例第1条の改正規定のうち、給料表の改正規定は平成31年4月1日にさかのぼり適用し、勤勉手当の改正規定は令和元年12月1日にさかのぼり適用するものでございます。附則第3項では、さかのぼって引き上げます給与と、既に支給しているそれらとの差額を支給する規定を設けるものでございます。附則第4項及び第5項では、住居手当に係る改正の経過措置の規定でございます。この改正により手当額が2,000円を超える減額となる職員について、1年間経過措置を講ずる規定を設けるものでございます。最後に、附則第6項では、規則委任の規定でございます。

以上で給与改定等に係る条例改正3議案についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

川村委員長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時31分

再 開 午後 1時00分

川村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中にご説明をいただきました議第65号から議第67号までの3議案に対する質疑に入らせていただきます。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。毎年恒例の僕の質問が出てきたら年末やなと感じます。私から聞きたいことがありまして、人事院勧告で出てるのは、一般企業の方々の給料が上がってるから、それに合わせて上げているという基準やと思うんですけども、国からの発表ではそうなんですけど、例えば、奈良県内の対象企業、ひいては葛城市の対象企業、どんな企業を対象にされてるのか。去年もお聞かせ願ったんですけど、返ってきてないので、今年はよろしくお願ひします。

川村委員長 板橋人事課長。

板橋人事課長 人事課の板橋です。杉本委員の質問に回答させていただきます。

今年もと言っただけですが、基本的には県の人事委員会に聞かせていただいたんです。具体的に葛城市でどういう企業があってというのを教えてもらえませんかという話だったんですけども、さすがにそれは教えていただけないと。件数も、何件あるかというのも教えられないという回答でした。奈良県内では、企業規模が50人以上かつ事業所規模50人以上の民間事業所が339あると。その中で無作為抽出したのが113事業者あるということなんですけれども、339のうち何件が葛城市で、あるいは無作為抽出の113のうち、何件葛城市でというのは開示いただけなかったということです。

うちの方で独自に、平成28年の経済センサスの活動調査の関係で、インターネットで調査

しました結果では、葛城市においては50人以上の事業所が26あると把握はしております。ただ、具体的にどの事業所というのはわからない状態です。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。僕も問い合わせたら、そういう同じような答えが返ってきてるんですけども、50人以上の規模の会社というのは、僕らから見たら大きい会社であって、僕の周りの人に聞いても、給料が上がったとか、景気がよくなったとか、ひいては10月1日からは消費税も上がってますし、基準となるのが高過ぎるとというのが僕の意見で、僕が言いたいのは、一般職の給料を上げるなっていうんじゃないんです。基準が高過ぎるんじゃないのかというのが僕の意見なんです。葛城市の中、どこの業者を対象にしていますというの、答えてもらえないのわかってるんですけども、葛城市というところを見たときには、給料引き上げに対してはハードルが高いような気がするんですけど、いかがでしょうか。

川村委員長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。

朝からも副市長からご答弁させていただいた中で、国の給料表の決定は人事院で行っていると。県につきましては、県の人事委員会で調査を行った上で給料表の設定をしているという中で、ほとんどの自治体、規模の小さいところでは、そういうふうな調査はなかなかそれぞれではできないということで、過去から国の国庫準拠といいますか、国の給料表を適用した上で、その給料を適用するのが適正ではないかということで行われてきた中で、過去には給料表の設定自体が平均的なところで設定されてましたので、低いところもあるやないかということで、時期は忘れちゃったけども、その改正がなされております。今現在の給料表は、50人規模というのは変わらないんですけども、一番底辺の平均を給料表として設定して、地域ごとに、物価指数であったり高いところについては、地域手当というところら辺で調整をされているというのは今現状でございますので、おっしゃるように、50人以下の規模の事業所はもっと給料が低いところもあるの違うかという話はあると思うんですけども、なかなかそこまで調査を行ってするというのはなかなか難しいというところら辺で、今、給料表自体が一番底辺のところの平均をもって設定された上で、地域に応じて地域手当で調整しているというところら辺では、過去の給料表の設定よりも実態に即した状態になってるのではないかというふうに考えております。それを国で設定されておりますので、今回も国庫準拠という形で、こういう小さい自治体については、これを適用していかなければしょうがないのかなということで考えております。

以上でございます。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。私もいろいろ勉強させてもらって、その辺は理解してるつもりなんですけども、去年は、僕、県に聞いたら、奈良県内の会社は2万社ぐらいあるんです。そのうちの、言ったら、上300社なわけじゃないですか。今、部長がおっしゃったのは、上300社の底辺ということじゃないですか。じゃなくて、こんだけあるうちのここじゃないですか。そこが僕はひっかかって、もうちょっとそこを僕は、市民目線から見たら、市民の皆さんの

声を聞いた中では、景気がよくなったとか、給料上がったという声を一切聞いてませんので、その辺、僕は言わせていただいて、以上とさせていただきます。ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 人事院勧告に基づいて職員の給与が上がると。これはこれで私は一定の理解をしてるんですけど、朝からも給料表の話が別表という形でしてましたけど、一般職員の給与の条例のこの、比較対照できる新と旧の表を見てても、例えば1級の人、若いとか、職員になられてすぐの人らは、1級の1号給やと14万4,100円が、今度14万6,100円に上がると。ここらは動くんですけど、6級ぐらいになると全然動かへんわけです。この考え方がどこかに明記されてるのか。これを教えていただきたいなど。簡単に言えば、若い人らは人事院勧告によって上がりますよと。そやけど、偉いさんになった人は変わらへんと、こういうふうにししか見えへんねんけども、そこの国の指導なり、どういう指導をしてるのか、勧告をされてるのか。それに基づいて葛城市はどういう対応しているのかと。ここをお尋ねしたいと思います。

川村委員長 板橋人事課長。

板橋人事課長 人事課の板橋です。

若年層しか上がってないということで、人事院勧告の中でも説明が入っておりまして、民間給与との較差を埋めるために、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げるという考え方になっております。民間と比べたときにその層が特に差があるということのように聞いておりますので、上はまだ許容の範囲なのかなという理解をしております。

以上でございます。

川村委員長 藤井本委員。

藤井本委員 ということは、民間と比較して、若年層は差がある、乖離してる、そやから上げなさいよと。ある程度の年代の人になるとそんなに差がないので、言葉にはあるのかなのか、上げなくてもいいよと、こういう考え方でいいわけです。となると、先ほど杉本委員からあったように、毎年のように人事院勧告で上げてきてますよね。去年はどうやったとか、5級、6級、7級とかずっととまったままになってるわけです。3年前に上げましたとか、部長さんあたりに一生懸命仕事をしてもらわな、議会にも出てもうて、一生懸命我々も言ってしてるわけで、この辺の年代は民間との差がないので上げてない。どれぐらい上げてないのが続いているのかというのを、ちなみにお伺いしたいと思います。資料の中で記憶の範囲で結構ですけど。

川村委員長 答弁できますか。

板橋課長。

板橋人事課長 昨年度の比較しか手持ちありませんので、明確な答えはできかねます。申しわけないです。

川村委員長 後でわかるのかな。

板橋人事課長 後で提示させていただきますので、よろしくお願いします。

川村委員長 後で提示ということによろしいですか。

藤井本委員。

藤井本委員 後でいただくとして、だから、言いつばなしで答えはもらえへんわけですけど、これは、ほかの市でも同じようなことは言えるということですね。私らも部長にいつも、あんまりきついことはよう言わんけども、言うてる中で一生懸命やってもらって、ここらも全体としてそこを上げるということであれば、上げるのが普通なのかなと思ってましたので、また資料を提出してからお話ししましょう。

以上で結構です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず初めに、議第65号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 私は、議第65号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論いたします。

本議案は、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員に対して支給される報酬を引き上げる条例改正です。現在の葛城市において、徹底した行財政改革が求められておりまして、こうした中、さまざまな行政課題を解消し、市民生活の向上を進めるためには、まずは議員みずからが身を切る覚悟が必要だと考えております。現時点において議員の報酬を引き上げる状況にはないと思うとともに、限られた財源の中で市民の期待に応えるという観点から、市民の理解は到底得られないと感じておりますので、本議案に対し反対いたします。

以上です。

川村委員長 ほかに討論はありませんか。

増田委員。

増田委員 それでは、私の方は、議第65号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど杉本委員からお述べになったように、私もかねてから各議員がおっしゃってるように、行財政改革、市長もおっしゃられてる財政の改革については、非常に同感するところではございます。ただ、葛城市の議員報酬につきましても、以前にも公表され、調査されておる状況を見ますと、県下12市の中では11番目の報酬額であるというのがまず1点でございます。あわせて、政務活動費も支給をされておらない。先ほどの藤井本委員のご質問にもありました。まず、葛城市の状況がどうなんだということを考えると、人事院勧告をのけても、

そういう低水準にあるというふうな状況でございます。議員も時間を割いているんな政治活動を行っておる。つまり、家族も養うことも議員として必要な業務でございます。職員の責務を果たすための最低限の額ということを考えますと、他市との格差、今まで以上に開くことのないよう要望いたしまして、私、賛成の立場で討論とさせていただきます。

川村委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第65号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

川村委員長 起立多数であります。よって、議第65号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第66号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 議第66号、葛城市特別職の職員で常勤ものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論いたします。

給与の引き上げを行えば、一般財源を圧迫し、市民サービス低下が考えられます。人事院勧告を受けて引き上げると言いますが、人事院勧告では、国全体で見た場合、民間給与等は引き上げとなっておりますけれども、先ほども申し上げましたけれども、奈良県人事委員会の調査では、奈良県の民間給与は上がっているとは到底言いがたく、葛城市の中でも上がっているとも言いがたいと考えております。今回の給与の引き上げにとって、地域民間給与のよりの確な反映は考慮されていないという考えのもとで反対いたします。

以上です。

川村委員長 ほかに討論はありませんか。

吉村委員。

吉村優子委員 ただいま上程の議第66号、葛城市特別職の職員で常勤ものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論させていただきます。

この条例改正につきましては、先ほど可決となりました市議会議員の議員報酬の条例改正と同様に、人事院勧告に基づき、特別職の期末手当について0.05カ月を引き上げるものというものでございます。ただ、特別職におかれましては、これまでの間、身を切る改革として、市長は50%、副市長は15%の給与を減額されております。そのため、期末手当の引き上げというものの、支給される額は減額後の給与額を基礎に算出されたものとなり、必要最小限の引き上げに抑えたものとなっております。

今後におきましても、公約どおり行財政改革を推進していただきながら、市民第一の姿勢で市民サービスの向上に邁進されますことを期待いたしまして、本議案に対する私の賛成討論といたします。

川村委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第66号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

川村委員長 起立多数であります。よって、議第66号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議第67号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので討論を終結いたします。

これより議第67号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしでございますので、よって、議第67号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議第68号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

川村委員長 吉村総務部長。

吉村総務部長 皆さん、こんにちは。総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第68号、葛城市税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明をさせていただきたいと思ひます。

本条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、軽自動車税に係る改正でございます。

それでは、お手元に配付させていただいております新旧対照表で説明をさせていただきたいと思ひます。この表、左側が改正前、すなわち旧という表現をさせていただいております。そして、右側が改正後、新というふうになっております。赤い着色部分につきましては改正部分ということでございます。

それでは、最初に、新旧対照表の4ページをごらんいただきたいと思ひます。こちら、葛城市税条例附則第16条でございます。こちらは、軽自動車税の種別割の税率の特例といったものについての規定をしている条でございます。この条では、初度登録から一定期間経過した車両に対する重課と、排出ガス基準等、一定の環境負荷を軽減する車両に対する経過、いわゆるグリーン化特例といったものを規定しておるわけでございますけれども、今回の改正につきましては、ページめくっていただきまして、6ページをごらんいただきたいと思ひます。こちらに第5項というものが新たに新設をされております。この第5項につきましては、三輪以上の軽自動車に関する特例といたしまして、自家用の乗用であります電気自動車、天然

ガス自動車等につきまして、令和4年度分及び令和5年度分の2カ年度に限り、グリーン化特例による軽課、税を軽くするといった対象とするといったことの改正でございます。この項を追加することに伴いまして、戻っていただきまして、4ページの附則第16条第1項で引用しております項にずれが生じるということで、第4項から第5項に改めております。

それから、次の附則第16条の2でございます。新旧対照表の6ページでございますが、こちらにつきましても同様の引用をしております項につきまして、第4項を第5項と改めるものでございます。

それから、附則といたしまして、第1条では、施行期日を令和3年4月1日から施行することといたしまして、第2条では、経過措置として、この条例は令和3年度以降の年度分の軽自動車税について適用し、令和2年度分までの軽自動車税につきましては、従前の例によるという規定をいたしておるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいまご説明をいただきました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第68号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第68号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第70号、葛城市公園条例及び葛城市都市公園条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議第70号、葛城市公園条例及び葛城市都市公園条例の一部を改正することにつきまして、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

現在、葛城市緑の基本計画の改正作業を進めておりますが、改正に伴い、改めて都市公園としての要件について、関係法令に基づき整理、見直しを行った結果、葛城市公園条例に規定された公園の中に都市公園の要件を満たす公園が存在したため、該当する9公園を葛城市

公園条例から削除し、葛城市都市公園条例に追加するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表1ページから2ページをごらんください。葛城市公園条例別表より、レインボータウン児童公園、京阪かつらぎ児童公園、太田児童公園、山兵家児童公園、尺土日立団地南児童公園、尺土児童公園、八川北児童公園、近鉄新庄駅前公園、笛堂ふれあい広場の9公園の名称及び位置を削除するものでございます。

次に、新旧対照表13ページをごらんください。葛城市都市公園条例別表に、さきに削除した9公園を新たに追加するものでございます。施行期日は公布の日でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいまご説明をいただきました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 これも確認という意味合いで質疑をさせていただきたいというふうに思います。

葛城市公園条例から葛城市都市公園条例に管理を移すという条例改正であります。まずそうなったのが、要件を満たしているので都市公園条例にこの9つを移されるわけですが、何か設備を新しくしたので移せるようになったものなのか、都市公園条例の条例そのものが変わったので都市公園にすることができたのか。それとも、ただの事務の整理ということであったのか。まずそこを確認しておきたいというふうに思います。

川村委員長 奥田都市計画課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま藤井本委員からご質問いただきました。どの要件でその条例の改正に至ったかという理由でございますけれども、今回につきましては、事務の整理という形の整理をさせていただきました。

以上でございます。

川村委員長 藤井本委員。

藤井本委員 ということは、事務の整理ということなので、実態として何も変わらないと。市役所の管理上のことだけで、例えば、市民の方に何ら変わるものもないし、都市公園になったから何かの設備が新しくつきましてんというものではなくて、ただ単に整理ということなんですよ。それはもうよくわかりましたので、これはこれでいいとして、私、以前から、長いことやってるからどこで言ったのか忘れましたが、公園のトイレに思いを持って、今までから、公園にトイレのあるところとないところとか、また、そのトイレを誰が管理してんのかという話を、大分古かったので、皆さん方まだ委員会に出ておられなかったかもわかりませんが、ここの考え方というのは、普通の公園であろうと都市公園であろうと、大きな公園になったら皆トイレもありますよね。ただ、小さいところはトイレもない。子どもさんが遊んでおられるけども、トイレもないところがあるわけです。ここは今後考えていく必要もあるのかなというふうに私は思ってるんですけど、今回の条例改正にそれは関係ないんですけども、トイレの決まりとかそういうことは、公園条例であろうと都市公園条例である

うと、そういう明記がないのかどうかということをお尋ねしたいのと、2つ目ですけど、これの管理です。公園でもきれいに使っておられる公園もあるし、草がいっぱいの、冬場、今は草が少ない時期ですけど、草の管理もできてない、そういうところもあろうかと思えます。その管理がどう変わるのかどうかという、公園自体そのものをね。例えば、市でやっていますねんと、何々課でやっていますねんというものなのか、いやいや、ここの公園は地域でやってもらっていますねんというのもあんのかなと。公園、子どもらが遊ばれるから、地域の方が草やったはるときも見たこともありますわ。大きな公園なんかやったら、シルバー人材センターが木を切ったりとかやられてる。この辺、今、事務の整理とおっしゃったんで、どういうふう整理されるというか、そこらをどう考えられてるのか、この際ですので、今回の条例改正に全く関係ないからわかんないけども、お尋ねします。

川村委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

ただいまのトイレの件でございますけども、都市公園の場合ですと、その敷地面積に対する建蔽率が決まっていますので、当然その範囲内の建物になってこようかなと思うんですけども、ただ、トイレを設置することで、当然、維持管理をしていかなだめやと、いたずらもされるであろうというところら辺もあって、最近の都市計画課でさせていただいてます吸収源の公園につきましては、トイレは基本的に設置しない方向でさせていただいておりますが、マンホールトイレという形で、緊急時だけトイレを使えるという形のものでいかせてもらっております。

以上でございます。

川村委員長 安川建設課長。

安川建設課長 建設課の安川です。よろしく申し上げます。

私からは、公園のトイレの管理について答えさせていただきます。公園のトイレの管理についてなんですが、公園自体の管理は、基本的には都市公園については都市計画課、公園条例については建設課、その他の公園は地元で管理していただいているというような区分けになっているかと思います。公園のトイレにつきましては、いたずらとか等々もありますので、その辺は慎重にさせていただいてるところではあります。

川村委員長 藤井本委員。

藤井本委員 もう答弁求められないんで、よくわかりました。今、事務の整理という言葉がございました。事務を整理するのも一緒に、そういったところも整理しておくべきであろうかと思ってお問い合わせしたところですけども、新たに聞いたのが、今、新しく公園をつくる場所は、吸収源が多いわけですけど、災害用のトイレの設置はしてるけども、ふだん利用される方の一般的なトイレは新たにつくる場所はやってないと、こういうことですね。今回の条例改正に関係ない話ですけども、ここらはまた違う場所で議論していきたいと思えます。

以上で終わります。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 僕も関連という名のもとで聞かせてください。僕、以前、まだまだ新米のときにプラスチック遊具、一般質問させてもらいまして、あれから結構時間もたちまして、この前、谷原委員も、プラスチック遊具が入ってたら、子どもたちもすごい大事にしている印象があるという言葉をいただいて、なるほどなと思ってたんですけども、あえてこの場で、この前聞いてからどういうふうなお考えになったか。今、答えれなかったら、また後日でもいいですけども、できる範囲で、プラスチック遊具、今、葛城市でどういうふう考えているかお聞かせください。

川村委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

プラスチック遊具の件でございますけども、現在、うちの公園長寿命化計画を立てた中で、計画的にはさせていってもらう予定はしておりますけども、我々が現地に行かせていただいて維持管理していく中で、プラスチック遊具とスチール製の遊具の耐久年数であるとか、あとコスト面であるとか、その辺を考えた中で、まず補助の対象になるのかならないのかというところら辺を、今後県とも含めた中で慎重に議論をしていかなあかんところかなとは考えております。

以上でございます。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。前向きなお話してくれてありがとうございます。市長が掲げる5万人チャレンジのためにも、これも印象が全然違うと思うんです。僕の知り合いの方は、大和高田市とか、御所市とか、プラスチック遊具がある公園にわざわざ行ってはるんです。だから、そういうところでも僕は、子育て支援という意味でも、前向きにできれば、ぜひ1つだけでもいいので、とりあえずは入れていただきたいです。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 都市公園条例の中で、都市公園法に基づく公園整備をした公園がここに載ってると思うんやけど、追加するところですよ。特に児童公園からこっち変わってると思うんやけど、ここについては、ほとんど開発に伴う公園ではないのかなと思うんやけど、そうでもないのかな。今ここで、緑の基本計画の中で一応整理していったということになるわけやけど、その辺のことを教えてもらいたいのと、もう1点は、直営で、例えば新町健民とか、あるいは山麓公園とか二上公園ですか、直営のとは別として、ほかの公園で、大字にある公園について、これは基本的に地元で管理をしてくださいよというのが基本で進んできてると思うけど、ところが、今見たら、この表の中で、そういう類いの公園に対して、一般会計から費用が出る公園があると思うんやけども、その辺の考え方はどうなるのかな。この公園は別ですよという考えになるのか。別やというなら、何でそういうふうにしはるんかということはこの機会に教えてほしい。2点お願いしておきます。

川村委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

まず、今回整理させていただいた公園が、開発の公園を中心にして整理させてもらったかという件でございますけども、今回、都市公園を整理させようときの要件としまして、整理させていただいたのが、まず、葛城市で設置していて、開発による公園も含めた中の公園であるかということ。また、公園敷地内におきまして占有物件等が都市公園法に適合したものがあること。3つ目としましては、公園管理施設等の建蔽率が葛城市都市公園条例に合致していること。4つ目としましては、都市公園とすることで補助金の返還等が生じないこと。中には住宅局でありますとか農政局でつくった公園もございますので、そういうものを都市公園としますと補助金の返還が生じますので、そういうところは除くと。最終的に正確な公園面積が図面とか現地において確定できることということら辺を整理させていただいて、公園条例の中からそれに適合させようものは選ばせてもらった結果、この9公園が都市公園条例の要件を満たすという形で整理させられましたということになります。

費用面につきましては、今までこの9公園につきましては、建設課の方で維持管理を含めてやらせてもらっていた公園となりますので、維持管理等につきましても今までどおりという形で対応していきたいとは考えております。

以上でございます。

川村委員長 岡本委員。

岡本委員 難しい説明してくれたわけやけども、今、都市公園法に基づく公園を整理したと。補助金の返還とかいろんなことを言うてるわけやけども、今、私言うてるように、この9つの公園については、大半が開発に伴う公園ではないのかと聞いているわけやけど、そうでもないの。そうやないと、わざわざ今まで特に児童公園の台帳からこっちに移してあるということが、そういうことになるのかなと俺解釈しとってんけども、そうではないということ。そうじゃないの。

それと、今言うてるように、今までどおりに公園管理は地元にしてもらいまんねんということやけども、どこやということをはっきり言わなあかんのか知らんけども、いつも予算に出てくる場所の公園がここに載ったのと違うんかということ言うてるわけや。全部地元で管理するということになったのであったら、わし、過去のことはわかりませんが、全部そういう形でいくんだと。そこだけは直接せなあかんねんと、こういう理由があるからせなあかんねんということを教えてほしいと言うてるわけやけども、全体的に今までどおりに地元で管理しまんねんというたら、何でここだけとまた言わんなんことになるし、余り場所を私も言いたない。言うたら何か個人的に攻撃してるみたいになったらいかんので、おたくらが把握してはると思うて、俺言うてるわけやけども、その辺の明確な回答が返ってきてないんで、もう一遍教えてほしいということです。

川村委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 先ほど申しましたように、今回の整理につきましては、開発でできた公園を中心に整理をさせてもらったわけではなくて、あくまでも都市公園としての要件を満たすものを入れさせていただいた結果でございます。

あと、維持管理と先ほどの件でございますけども、今回の9公園のうち、建設課の方で維持管理をさせていただいてる公園もございます。また、例えば、新庄駅前広場につきましては、直営でいかせてもらっている部分もございますので……。

川村委員長 今、聞いたはるのは、管理が、地元の管理も入ったりしてるような公園も入ってるのかと。全部直営とか、ないしは建設課で管理しているものになったのかということ聞いてはるんです。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

岡本委員のご質問でございますが、少し手前からもう一度順番に説明をしないと、一問一答になってしまって、そもそも担当課長の答弁、正確には答弁しておりますが、全貌が見えなくなっているかと思しますので、少し手前から説明させていただきます。

まず、公園でございますが、公園そのものはどんな位置づけであったとしても、これは市の公の施設でございますので、まずは市の条例に位置づけをいたします。その上で、そもそもハード整備、新たにつくるとか、壊れたとか、修理をするということにつきましては、委員ご指摘のように、開発に伴ってつくられて、寄贈を受けたというような経緯のあるもの以外は、基本的には市が設置、事業主体として積極的に維持管理をしていかなければならないものということでございます。ただ、通常の使ってる上での草刈りも、大幅に草が全部枯れてしまったりとか、めくれてどうしようとかいうことではなくて、通常の維持管理の部分については、これは、過去からの経緯のもとで地元をお願いをしている部分も、大部分の公園という部分は、逆にそういった維持管理をしていただいておりますので、それについては過去からの経緯によるということになるんですが、ここにつきまして、岡本委員のご指摘ではないかと思うんですが、そこがきちっと正確に役割分担をして、線引きをして、不公平感のないようにちゃんとできているのかどうかということにつきましては、きちっと整理をして、もう一度お答えをさせていただく必要があるのかなと思っておりますが、基本的には、過去からの経緯に基づいて、それぞれ地元にも協力いただいて、通常の維持管理はさせていただいてるところもあるというふうなことでございます。

さて、今回の条例の改正でございますが、あくまでもきっかけは、緑の基本計画の改定に伴いまして、そもそも都市公園法という法律が別途ございまして、これは、もともと別の考えといいますか、公園と申しますのが、国定公園とか自然公園とか、自然そのものを保存するのも公園でありますし、一定の施設整備をしながら、先ほどの遊具の話であるとか、そのほかの公園管理施設とかを含めた形で、ある程度積極的にその営造物も入れました形で整備する公園もございますが、そういった後者の公園を国の方では都市公園法という法律をつくって、一旦位置づけをしておると。一旦都市公園だよということになりましたら、それ以上に緑が減ったりしても困りますので、建物の建築の制限がかかったり、勝手に露店をつくったりしちゃだめだよとか、そういったことが都市公園法で規定されておるといったイメージでございますので、あえて申し上げますと、まち中に緑のオアシスとしてあるような、そこそこ大規模な公園、これを一旦つくったらちゃんと維持してくださいよと、こういったこと

を決めるのが都市公園法かなというふうには、多少乱暴ではありますが、イメージしていただくためにはそういった理解が正しいかなと。

緑豊かな葛城市におきまして、都市公園であるか市の条例設置の公園であるかということにつきましては、そういった意味では、それほど、これも語弊があるかもしれませんが、大きな問題ではなかったわけですので、実は、合併当初に、その辺の法律上の整理が十分に、旧新庄町、當麻町の整理の上でもなされてなかったようなところもあるようで、その結果として、緑の基本計画を策定するときに、もう一度じっと、担当課長が申し上げたように、要件に合致するかどうかということで照らし合わせると、結果的に別の手法で別の位置づけで位置づけをしていた、市条例の方で設置をしておりました公園につきましても、都市公園に該当するんじゃないかということもありますので、これ、いつのタイミングで整理しようかということを担当課で、そういった意味では課題として持っておった部分でございますが、緑の基本計画の整備に合わせて、何らかのきっかけでやるときに正しく、どこかで整理をしようということで、それがこのタイミングになったということでございます。

条例改正については、実はそういうことでございますが、それと関連をして、岡本委員からは、そもそも公園の維持管理について、きちっと役割分担が整理できているのかとか、地元との関係性において不公平感がないのかというふうなお問い合わせをいただきましたので、こちらにつきましては、担当課としてきちっともう一度そのご意見を受けとめまして、きちっと整理をしていきたいと存じます。

以上でございます。

川村委員長 岡本委員、よろしいですか。最後、言いつばなしで結構です。

岡本委員 いろいろ説明してもうたけども、わし人間古いんで、新しい呼び方はようわからんけども、都市公園が街区公園に入るということで解釈したらええわけかい。それを言うてくれたらわかるねんけど、たらたら言うてもうて、整理せえへんからどうやとか言われたら、俺も何やようわからんしもうてんけど、要は街区公園いうことやんな。

松山副市長 はい、そうです。

岡本委員 わかりました。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第70号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第70号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

引き続きまして、本委員会の所管事項の調査案件につきましてであります。

初めに、まず、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

それでは、調査案件であります尺土駅前周辺整備事業に関する事項につきましてご報告申し上げます。

尺土駅前整備事業につきましては、9月の本委員会で報告させていただきました内容とほぼ変わるところはございませんが、本年度の用地買収におきましては、昨年度に契約させていただいた1件の方につきまして、現在、家屋の取り壊しをされており、数日中に完了いたします。全ての取り壊しの確認をさせていただいた後に、後払いの予定をしております。また、2件のうち1件の方とは代替地も考慮した中で調整をしており、前向きに交渉させていただいてるところでございます。別の1件の方とも交渉をさせていただいてるところでございますが、条件面におきまして折り合いがつかず、同意が得られていないという状況でございます。この方につきましては、周辺の状況も変わっていく中で、粘り強く交渉していきたいと考えております。事業の早期完成に向け、法的な措置も考慮した中で、適正な価格での契約ということで慎重に進めてまいりたいと考えております。

なお、この内容につきましては、本会議でも一部報告させていただいております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

川村委員長 ただいま報告をいただきましたけれども、このことについて何かご質問ございませんでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 尺土駅前について、今、部長から話があって、2件残っておると。用地交渉についてはなかなか難しい面があるんかもわからんけども、同じことを言うたらいかんけども、用地交渉の基本はわかっておられると思いますんで、そんでええと思うわけやけど、一般質問で出てたエレベーターの問題、明確な回答がなかったと思うわけやけども、今、代替用地がほぼでき上がって、2件残っておる。そのうちの1件は葛下川に近いとこ、1件は広場になる位置のところにある。今、一番東の端、これは今解体してる。これはこんでええわけやな。大体、今、駅前広場の形がほぼでき上がってきたということになってくるわけや。一般質問の答弁では、完成するにはこれから3年、5年ぐらいかかるやろうというふうな答弁やったと思うんやな。今、一番望んではるのは何やいうたら、障がい者、高齢者、この人の対策を早いことしたらどうでというのが一般質問の内容であったように私は思ってるわけやな。そやから、前の古いことを俺言うのやないけども、1つの方法として、今現在の近鉄尺土の中にある一

番南側のエレベーター、そこをぶち破って、それに並行してまず先にエレベーターをつける。そのときに、部長の話では、地下道、影響するとかいう話があるわけやけども、私は技術屋違うんでわかりませんが、エレベーターの設置には地下に掘らへんから、そのぐらい影響ないと思う。それと地下道あるいは上の高架橋、これを見直して、もちろん交通安全の分もあるわけやけども、工事費がかなりかかっている。今言うてるところが全て単独、補助事業一切つきません。約5億円ぐらいかかると私は思うわけや。そやから、それをこの際見直して、早急にエレベーターをつけていく。そうなれば、今の近鉄の敷地、1メートルか2メートルか知らんけど、今残ってる。これは、当然、近鉄に無償貸与してもらおう。

私は、一番最初のときに、駅前広場、新庄3カ所も担当してきた。その中で一番最初に言うたんは、私鉄の協定、6分の1協定、この協定を何で結ばれへんかったという話も指摘した。いやいや、それはあきまへんねんという話だった。たまたまこの事業は、交通安全事業、街路事業と違うんで大きな制約はないかもわからん。街路事業でやったら、6分の1の協定で必ず協定しやんかったら補助金はつきません。なぜか。その広場をつくるのは、目的は何や。市民サービスや。もちろん市民サービス。しかし、市民のサービスの広場をつくって、何を利用するねん。私鉄が利用していくわけや。私鉄に利益出るやないか。そういうようなことから、6分の1は負担します。昔の国鉄、4分の1、それは何やいうたら、国の機関やから4分の1負担しますよ。私鉄は、全国の私鉄連合で4分の1は非常に高い。ほかは6分の1にしてくれいいうことで、これで認められた。今、国鉄どこもありませんので、全て6分の1。その協定も今結んでない。今さら言うても、そなん今さら近鉄いけますかいということになるかもわからんけども、少なくとも今計画してるその道路に沿って、線路敷と道路の間に残ってる近鉄用地、これは全て近鉄から無償で貸与を受ける。管理については、行政の方で管理します。これは当然やと私は思ってます。

今、近鉄新庄駅、忍海駅、今、6メートル50センチの歩道ついてるけど、そのうちの4メートル、全部鉄道敷です。年貢も払ってません。管理はやってます。JR大和新庄駅、あそこについてる道路、JRの敷地です。全部無償です。何で尺土だけが有償で土地を買わないのか。道路敷についても有償で買ってる。今の部署と違いませ。前のときやけども、そやから、いつも言うしに、補助事業については、きちっともうちょっと勉強していただいて、私はやってもらいたい。

それと、今言いたいのは、なかなか、3年も5年も、もう待ってられへん。そやから早急に全体をもう一度見直して、まずエレベーターの設置をしていく方向で検討願ってほしいというふうに思ってますんで、回答できるなら回答してもらいたいと思います。

川村委員長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。

本会議でも回答をさせていただきましたとおり、この当初計画におけるエレベーターの設置時期、歩道橋の工事費を考慮した中で、検討材料として関係機関に確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

川村委員長 岡本委員。

岡本委員 そら即答できへんと思うで。そやから、少なくとも近鉄に足運んで、私が今言うたように、近鉄の敷地残ってる。これは無償で貸与をまずお願いしてほしい。それでオーケー出たら、エレベーターはつくやろう。

今、部長、即答で、わかりました、やりますって、それは、言えというのは無理な話やから、前向きに、まずは足運んで、自分らから足運んで、相手のところへ行く。その姿勢を見せてほしいというふうに思います。

川村委員長 ほかに質疑ありませんか。

杉本委員。

杉本委員 僕は難しいことわかんないんで、簡単なことを聞かせていただきます。前も聞いたと思うんですけど、尺土駅の前の看板なんですけども、部長、最近看板を見られましたか。結構色あせてるんです。何が言いたいかといったら、色あせ、今進んできてるじゃないですか、昔に比べたら。あの看板があるおかげによって、進んでない感がすごいあるんですよ。だから、あれを、これは要望というか、見た目の問題、今、倒れたらあかんか何か、ロープか何かでぐるぐる巻きにしてあるのも、あれも見ばえ悪過ぎるんで、せっかく進んでるんですし、道も広くなって皆さん喜んではるんで、あの看板も新しく、設計図変わる、変わらない別として、それやっていただきたいんです。返答よろしいです。よろしくをお願いします。

川村委員長 要望だけですか。返答は、どんな返答になるかわかりませんが。

松本部長。

松本都市整備部長 今の要望に対しまして、現地の方を確認させていただいて、検討させていただきます。

川村委員長 ほかに。

岡本委員。

岡本委員 さっき言うて、回答もうてないねんけど、次、ぼんといってくれたよって。

川村委員長 回答って、回答できない状況かなということをお察しましたので。

そしたら、質問の内容がだぶってもだぶらなくても、回答を一応、質問されてますから、お願いします。

松本部長。

松本都市整備部長 先ほども回答させていただきましたと思いますが、関係機関に確認をさせていただきます。

以上です。

近鉄なりメーカーなりに確認させていただきます。

川村委員長 岡本委員。

岡本委員 わしの言うてんのは、メーカーに確認するのもええ。近鉄へ行って、きちっと、それを無償で貸与するということをお、向こうへ足運んでくれるのかと聞いているねんから、潔くわかりましたと、何回でも行って、無償で借りるまでやりますという答えをくれたら、そうですかと俺言うけどやな、検討しますはそんでええけど、冗談なしに、俺、こんな笑いながら言う

たらそらあかんで。そやけど、ほんまに真剣に考えて、近鉄用地みたいなん、わしがこんなん言うたら怒られるかわからん。当然、無償で貸してもらおうと言うべきやとわしは思うてるわけや。そやから、今、図面見たら、どうも3メートルか2メートルか残ったる。これが目ざわりでしゃあないねん。そやから、それを借りて、例えば、歩道を広げるとか何かしとかんと、例えば、近鉄も、そこには草生える、ここからこっちは行政や、これ、近鉄しまへんねんとか、そんなことなってもいかんわけやから、本当の市民サービスのために広場をつくるんであったら、その辺も借りて行政で管理をしていくと。この姿勢を持たないと、駅前広場をつくって、草ぼうぼうやと。それではまた苦情出てくるわけやから、そういうようなことを踏まえたら、当然、近鉄のこの敷地は無償で借り受けするというのが俺は当たり前やと思うてるから、それをきつう言うて下さいよと、こう言うてるわけや。理解をしようたと思いますんで。

川村委員長 先ほど回答ないということでしたが、2回目の回答と3回目の回答は、ほぼ変わらないというのは、別にやる気持ちがないというような答弁ではなかったの、おっしゃる質問の内容については、努力して、交渉してみるというふうに私も感じましたので、3度目の回答もしてないんですけども、今、松本部長の回答に更に答弁をするということでしたら、許可をいたします。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

理事者側の答弁が明確でなかったというご指摘だと思いますので、改めて言い直しをさせていただきますと存じます。

当初の計画にとらわれず、柔軟に現状を把握しながら、最善を尽くすよというのを委員お述べだと存じますので、それに対しましては、単にこんなことできるかなということに関係機関に問い合わせますということではなくて、双方のメリットも含めて、相手方は民間でございますから、損のあること、慈善事業を何の義務感も公益性もなしにやるということではないと思いますので、そのあたりはしっかりと、お互いのメリットがあることないこと、義務としてあることないことをしっかりと確認しながら、現場の進捗状況も踏まえながら、変えられるところは変える検討もしていくと。一方では、これ、こういった計画で進めておりますし、その計画に賛同して、既に大部分は用地の協力もいただいているわけですので、そんなに融通無碍に計画の内容を変えるわけにもまいりませんので、そのあたりもしっかりと内容のバランスをとりながら、まずは現場が早く完成するように引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

川村委員長 岡本委員、その回答でよろしいですか。

岡本委員 何遍も言われへんから、誰か言うてくれたら、また次言うよ。

川村委員長 ほかに質疑ありませんか。

増田委員。

増田委員 今の質問の関連でお聞きをします。岡本委員がおっしゃってたことが、私、詳しくわから

ないので、確認なんですけども、用地交渉につきましては1件残っておるということでございます。わかってるやろうというお話、あうんで言うたはんねんけども、私そこわかってないので、私の方はわかってないので、再度確認したいんですけども、最後の詰めはどうされるのかなという、法的な措置も考えると。以前にも市長の方からもそういうご答弁あったというふうに、私、記憶をしております。

それから、もう一つは、わざわざ市長が出る幕があるのかないのかは別として、以前に、私の記憶では、都合がつけば会いたいくけども、会う調整がとれへんねんと、こういうふうなお話でもございました。市長が行かれて交渉がなるのかならないのか、先ほどのお話では条件面というふうなことが弊害になってるというお話でございましたけれども、その辺のところを、調整がとれたら出向いていかれるのか。それによって前に進むのかということも再度ご確認をさせていただきたい。

それから、もう一つは、これ、本来といいますか、当初計画では、スケジュール的にはもう既に完成をしておる事業であるのかなと。ちゃんと利用できてるのがおくと、こういうふうに私は認識してます。

それから、これを進めるに当たって特別委員会も設置をされて、いろんな各方面から、これがベターであろうという計画を当初に立てられておったというふうに思います。思っただけで本当はどうかかわからないんですけども。その当初の計画の中で、先日の一般質問等でいろいろと、障がい者、高齢者に配慮した構造に変更できないかと。この場に及んで、この時期に及んで、高齢者対策が不備であったというふうなご指摘であるのかなと思いますけれども、それを、当初の計画をぶっ壊して、そうですねと見直しをする、そういう、できればそれになったら非常に助かる、利用される方が喜んでいただけることかとは思いますが、実際問題は、当初の計画を見直して、できる範囲内のエレベーター等の設置がどの辺まで可能なのか真剣に見直す必要がどれほどあるのかと、その辺のところもお聞きをしたいということでございます。

川村委員長 安川建設課長。

安川建設課長 建設課の安川です。よろしく申し上げます。

増田委員の用地交渉についてお答えさせていただきます。今現在のところ、未契約者につきましては2名の方がおられます。1名の方につきましては、積極的な意見、用地交渉については進展が見られている状況でございます。あと1名につきましては、金銭面等、代替地等の関係で折り合いがつかないというところがございます。引き続き交渉を続けていきたいというところです。法的措置ということになるかと思うんですけど、事業認定の申請を行うには見直しが必要やというところもありますので、事業の進捗を見ながら進めていくということをお断りしておるところでございます。

川村委員長 今、それで3つ全部回答して下さったんですか。

安川建設課長 いや、今1点、用地交渉。

川村委員長 用地交渉の部分だけやね。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

ご質問は3点であったかと思えます。1つが用地交渉の件、2つ目がスケジュールの件、3つ目が、昨日、一昨日でしたか、一般質問でもございましたこととも関連がありまして、エレベーターの場所も含めた計画変更の件、この3点であったかと思えます。そのうちの1点目については担当課長からもお答えはいたしました、そもそも増田委員のご質問の核心の部分の1つに、特別職が交渉に出向くつもりがあるのかといったご質問の方が、むしろメインであったかと存じます。こちらにつきましては、用地交渉でございますので、先ほども少しは建設課長からご紹介をしておりますが、基本的には個別の案件でございますので、余りつまびらかに申し上げるべきではないところもございますが、逆に申し上げますと、まずは私とか市長が出向いて、その上でお話がつくような、そういった内容の進展であれば、当然、それは行かせていただくつもりはございます。これには変わりはないですし、市長は常々中で打ち合わせをするときも、俺いつでも行くよということをおっしゃってるんですけど、お出ましいただく前には、その前にまず私が一度行かせていただきたいというようなことを、実は中ではずっと打ち合わせはしておるんでございますが、まだその交渉の段階として、残念ながらその段階ではありませんので、多分、その段階で行ったとすれば、仮定の話ですけども、市長が行かれても、「はい」という話ではないでしょうから、まだそれは順を追ってということを考えておりますという段階でございます。

それから、スケジュールの話につきましては、私も記憶の中で申し上げられませんが、後ほど説明できるかな、担当課の方から説明させたいと存じます。

それから、計画の話でございますが、これにつきましても、一般質問でのご提案もいろいろと示唆に富んだご提案でもあるかと存じますし、また、先ほど岡本委員から、ほかの近鉄敷地も有効に使えばもっといろいろ絵が描けるんじゃないかというところのご意見も十分に踏まえながら、柔軟な検討はすべきだということは考えておりますが、一方では、これは計画でございまして、しかも、増田委員おっしゃるように、当初に一旦は十分な審議をもとに今の絵を描いたと。それをもとに、その内容にご同意をいただいて、既に大多数の地権者の方、地元の方がご協力をいただいている。その中で、最後の仕上げのときに、突然何か全然違う仕上がりのもので変えていいのかという話は当然でございますので、そこは、その当時のプロセスに固執はするのはいかがでしょうかと思いますが、一方では、余り柔軟な考えもどうかと思うと先ほど申し上げましたけど、そういった回答でございまして、それとあわせて、あくまで計画にご理解を賜りながら、しっかりと穏便な形での交渉の中での妥結を目指してはおりますが、一方では、ここまで進捗をしてる中で、最後仕上げないと意味がないという中では、最終的には法的な手続も視野に入れるということはあわせて考えております。

その法的な手続を実行するときに、その実行のベースとなる事業計画が、変更に次ぐ変更で結局どういったことだったんだというふうな曖昧な計画であれば、そういった法的な手続もできませんので、そういった意味では、その交渉の進展具合、それから、用地の取得の中でできること、いろんなところを考え合わせながら、できるだけ早期に完成を目指して取り組んでまいりたいと、そういうことを考えておる次第でございます。

スケジュールの話については担当部局から答弁させます。

川村委員長 松本部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。

当初のスケジュールのことにつきまして、当初、いつで完了予定になっただかというの
は、平成31年で完了する予定となっておったわけでございますが、用地の交渉の関係でおく
れておるところでございます。当初計画の不備、もともとどうやったんかいうところござ
います。当然、現地の地形なり地下通路等のことを考慮いたしまして、今の計画になっ
ておるといところでございます。副市長の方も話をさせていただきましたが、エレベーターを直
づけするとなったときには、後々、市道が近鉄に並行して走っておりますので、それを横断
するといったような、そこを横断するときの安全対策も考慮したりしなければならないとい
うことで、その辺は慎重に考えていきたいと思っております。

川村委員長 増田委員。

増田委員 ご丁寧な答弁ありがとうございます。私は、市長の方から、そういうことがあれば出向く
よという発言があったので確認をさせていただいたということでございますので、できるだ
け早い時期に、もう進展して、仕上げにご挨拶へ行っていただける日が早く来ますようによ
ろしくお願ひしたいと。

それから、設計の見直しでございますけれども、繰り返しますけれども、時間かけて委員会
でもご報告いただいて、設計内容に関しては、その当時は非常にスムーズな人の流れを考慮
した設計であったかなというふうに感じてました。ところが、いろんな方からのいろんな配
慮をすることによって、これはこうした方がええん違うか、あれもこうした方がええん違
うか。これ、エレベーターの話は今してはすけども、次にまた出ますよ、長くなれば。1年、
2年たつと、また、側面にいろんな化粧したらどうやねんとか、いろんな問題がどんどん出
てくるので、私、心配するのは、これでいっちゃいってということ、十分こういう意見も汲み
取りをいただいて、見直しするんだつたらするで交渉もしていただいて、早い段階で決定を
していただく必要があるのかなと。また今度の3月の一般質問に、ところが、あの尺土駅と
いうふうなことのならないように、そちらから更にグレードアップした見直し案をご提示い
ただいて、市民の皆さんが喜んでいただく尺土駅を早くつくっていただきますようお願い
を申し上げておきます。

以上です。

川村委員長 ほかに。

岡本委員。

岡本委員 いろいろ答弁をしてもらっております。今、お金の話にまつわる話も出てきますので、
委員長にもお願ひをして、これ、いつから始まったのかはようわからんけども、道の駅と同
じように、この年度の委託料は幾ら、購入費は幾ら、単独は幾らということで、一応、今現
在までの使用した事業費を出してもらいたい。全体事業費に対して通常の、今50%ですけど、
55%の補助が本当に生かされてるのか。55%の補助はついてるけども、単独が非常に多く出
てるということにならないのか。その辺もしっかり、ここまで来て、今、増田委員の言葉を

借りるんやないけども、大方できてきた段階。当初は18億円。新市の件はそうなっとる。今、増田議員に言うたら悪いかわからんけども、一番当初は、今言うてる歩道橋もなかった、高架橋もなかった。途中でこれが出てきた。それは過大設計になるの違うんかという話も出てきた。議事録見たら結構やと思います。私は決して、あかんとかええとか、そんなこと言うてるのやなしに、財源的にいろいろ考えてた中で、本当にこの事業にこれだけの費用をつぎ込んで、本当に市民が満足してくれるもんか。いやいや、まだもうちょっと突っ込まなあかんというふうな金額になるのかということも、今、ここまで来たら、私はきちっとすべきやと思ってます。ですから、そういうようなことからして、先ほど言いました、平成20年になるのか平成21年になるのか知らんけども、そこからのやつを一遍、次の機会にでも出してもらいたい。来年になって、私、入るか入らんかわかりませんが、予算委員会もあるわけやから、予算委員会に間に合うように出していただいて、来年度どんな予算が出てくるのかわからんけども、それも参考にして、もうちょっと議論できるのならしていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう1点、部長に伺ひますけども、今、2件の未買収残ってると。今、1件解体してる。これはこれでええと思ひます。来年3月までに終わるやろう。ということは、残金を払うたら全部清算できる。そのときに、来年度に葛下川の橋梁工事の予算計上をされるのか、されないのか。答弁できへんなら、できへんで結構やで。そやけども、できるところからやっていかなあかんから、今のところであつたら十分こういうスペースもあると思うから、来年の令和2年の予算で、橋台、橋、橋梁工事を完成できるような方法を考えておられるのかということをお聞きしたい。余り設計の方に入っていったら、また誤解招いてもあかんのであれやけど、私は決して、やめとけということやなしに、全体を見直すべき違うかなということ言うとするわけで、その辺の今、副市長の話の聞いたりしておつたら、頭から見直ししませんよじゃなしに、ある程度のことは頭入れながら、検討もしていきますということをおっしゃっていただひてるので、それはそれで検討してもうて結構やと思ひますので、まず2点についてお願ひします。

川村委員長 松本部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。

年度別の内訳は、また報告を用意させていただきます。

それと、葛下川の橋梁の工事費でございますが、現状で東側の土地は買収させていただいておりますが、その部分での工事はちょっと不可能でございます。矢板を打たしていただいて、材料等を置いた中で、今、その東側にまだ建物が残っておりますので、それを契約させていただいた後に考えております。来年度におきましては、当初で橋梁の設計はしておりますが、法令の見直しがございましたので、それで設計の見直しを予定しております。

以上でございます。

川村委員長 岡本委員。

岡本委員 今、買収したところで杭打機を置いたり、それ十分場所がないということか。あんだけのところで。西側も通行どめせなあかんやろうけども、道路敷もあるやろうし、片っぽからしか工事

できへんということか。具体的に言うたら時間もあれさかいに、結局、来年は無理やということをお願いわけやな。設計変更もせなあかんから、当然、今から順序よういったって令和3年度ぐらいしかその橋梁工事はできへんということになるわけか。

川村委員長 答弁漏れということで、もう一度答弁し直してください。

松本部長。

松本都市整備部長 答弁が少なかったので、もう一回答弁させていただきます。

東側の建物が完了いたしましたら、当然、橋梁とそこから東部分の道路改良も予定をしております。その部分で工事費を上げさせていただく予定でございます。

以上です。

川村委員長 答弁漏れないですね。大丈夫ですか。

岡本委員、よろしいですか。

岡本委員 はい。

川村委員長 ほかに何かご意見ある方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者よりご報告願います。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

それでは、2つ目の調査案件であります、国鉄・坊城線に関する事項についてご報告申し上げます。

お手元に配付しております資料2枚目の写真、航空写真を用意しております。ごらんいただきたいと思います。

まず、道路改良についてでございます。本年度に予定をしておりました国道24号線より東向き、1つ目の交差点からJRまでの間、資料1ページの1の部分、緑の部分の道路改良工事、延長120メートルの区間につきましては、9月末に工事発注も完了しており、現在、準備工といたしまして、現地の立会、確認、二次製品の発注等、準備を進めておるところでございます。年明けから本格的に工事に着手し、年度内に竣工する予定でございます。

続きまして、JR和歌山線高田・大和新庄間柿本架道橋改築工事委託について報告させていただきます。JR架道橋部分につきましては、資料1ページの2、黄色の部分の工事委託につきましては、現在、本体構造物の構築をしているところでございます。令和2年3月末の完成を目指し取り組んでおりましたが、平成29年度11月から平成30年度2月までの約70日間におきまして、電気関係に不具合が起こったことから、調査のためJRの工事は中止しておりました。また、作業工程の中で、気温が高くなる酷暑期というものがございます。レールに対し伸縮等の影響があるため、線路の工事ができない期間もある中で、工程的に短縮する努力をしていただきましたが、今年度末の完成ができないということから、この架道橋の改築工事委託の竣工期日を令和2年3月から令和3年3月に変更したいというものでござい

ます。

以上でございます。よろしくお願いします。

川村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 今、説明してくれたわけで、内容が理解できへんけども、要は、1年延びまっせということが1つやったと思うねんな。その理由のところ、わし、平成29年11月はわかったんやけど、平成30年いつまでか、ここでとまってたんか知らんのと、この工事の中でこんだけ工事を中止した。表現悪いか知らんけども、工事がとまってたということを今おっしゃったわけやけど、その原因は何があったんかということやと思いますねん。それと、基本的に、予算でも出てるように、委託費で予算計上してるということは、JR西日本に事業を委託してる。そのかわり費用はうちが負担しますと。継続費を組んで今現在やってるわけやんな。そんな中で、例えば、今、こんなん言ってJRに怒られるかわからんけども、工事の中で、例えばそういうことが起きたもんか。あるいは、葛城市が何らかの問題があつてとまってたもんか。その辺を、内容、わしも耳悪いんではっきり聞こえてなかったんやけども、もう一度その辺の説明をしてもらいたいと思います。

川村委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。よろしくお願いします。

いつまで延びたかという日なんですけど、平成30年2月まで延びたというところでございます。

あと、工事が延びた原因ということですが、詳細に説明させていただきます。電気の不具合により工事が延びたというところで、JRの工事委託の中ですが、平成29年11月に、現在の仮設の架道橋のつけかえの際に、路線に流れている微弱な電流が規定値を少し超えている可能性があり、路線の信号、踏切の影響を考慮した中で修正を行う必要があると判断し、その対策を検討する時間に要したと報告がありました。また、近年ゲリラ豪雨に伴い、高架下部に想定外の雨が流れ込んだこと、近接している倉庫部分の基礎部分が一部崩れ、その復旧対策を行ったことも影響していると報告を受けております。これらの件について、電気の不具合に関しては、超えていた数値がわずかであったため、そのまま敷設しても影響はなかったかもしれませんが、その辺は、踏切の影響等を考慮した中で入念に検証を行ったことで工事が延びたということで報告を受けております。その原因でそれに伴う市の工事部分が、結局、取り合い部分の進捗がおくれることとなりますので、その部分で工事が延びたということでございます。

以上です。

川村委員長 岡本委員。

岡本委員 今、課長から説明していただいて、平成29年11月に仮設げたをかけるときに、電流が流れたというのか、漏れたというのか、そういうようなことになって、1つの原因やんな。それから、大雨が降ってきたということ。今言うてるように、JRと市の取り合いの工事がおくれるということやけども、結局JRの敷地プラス、ある程度その取り合い部分、その部分は

J Rに委託してあると私は解釈してるわけや。例えば、敷地がここやとしたら、その西側に30メートル、東側30メートル、この間はJ Rに委託してますよと、そういうような契約されてると思ってるわけやんな。そんな中で、今聞いていたら、自然災害で予期できなかったということが原因やという解釈になってると思うけども、しかし、全面的に行政がこの責任あるのか。J Rに、工事中に予期できんことが、それは起こるかもわからん。しかし、工事中の範囲内で責任をとるべき範囲なのか。そこらは、私、そんなこと構うたらあかんいうて、きちっと内部的に、これは全部行政の責任で負いますよという形をされてるのか。J Rが工事請け負うて、工事のミスは一切ありませんという形でされてるのか、そこらを検証しないと、役所というのが何でもかんでもわかりました、これはうちの責任です、お金がふえるならお金払いませ。こんなんでは、朝から言うたように、市民納得しませんよ。みんな一生懸命働いて、税金納めてくれたはるわけやん。それをいとも簡単に、そうでんな、これはこんだけ追加せなあきまへんな。私はこれは困る。そやから、例えば、これがおくれることによって、それは工事費用に影響しないんか知らんけども、工期が1年おくれるということになってきたら、これはやっぱり大問題。私、経済のことわかりませんけども、それこそ経済効果がどうなったるねん。全体にそこを利用される人、商売したはる人、通れへん。どうしてくれるねんという話が出てたときに、いやいや、工事できませんでしてん言うだけで理解してるかどうかということもあるんで、生意気なことを言うのやないけども、おくれたことは、これはしゃあないにしたかて、そこらの原因をJ Rときちっと詰めて、本当にどこに原因があるねんということも詰めてもらわないと、ああ、そうですか、それは電車やったらしゃあないでんなと言うてほかの人は済まさはるのか知らんけど、私は納得しかねます。そやから、今即答できへんのやったら、次のときでもええんで、例えばこういう協議をしましたと、文書をくれとは言いません。そやけど、これは市で持ってくれ言われました、これはJ Rで持ちますと言われましたというぐらいのことは、この委員会で報告してもらいたいというふうに思います。そうしないと、私はいまだに前のことを言うたるねん。2億円の増額するときにも、どうも説明不足、だまされたと私は今でも思ってます。そんな金かかることないのに、そんだけも支払いしてる。何もそれを今さら繰り返して言うてるの違いまっせ。そやけども、そういうようなこともあるんで、きちっとその辺は詰めてもらいたいというふうにお願いをしておきます。そうしないと今の質問は課長に言うても答えは出えへんと思うから、次の機会までに出してもらいたいというふうに思います。

川村委員長 よろしいですか。

そしたら、もう答弁はなしで、その準備をしていただくということでお願いをいたします。ほかに質疑ございませんか。

杉本委員。

杉本委員 僕から気になったんで聞くんですけど、2番のどこなんですけども、これ、もちろん下通れるようになるんですよね。これ、近所に住まれてる方々にはどう説明してるんですか。いつ通れるというふうに説明して、また延びたとかいう説明してるんですか。その辺、周りのご了承はちゃんととれてるんですか。ずっととまってると思うんですけども。結構不便やと

思うんですけど、これが出る前はいつ通れると言っていて、延ばしたかどうか、細かく教えてもらっていいですか。

川村委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。よろしくお願いします。

以前いつに変えたかというのは、手元に資料がなくて、申しわけないんですが、説明できないんですが、今の通行どめ期間については、周辺の方には説明はさせていただいてはおります。

以上です。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 僕、工事のことあんまりわかんないんですけど、看板にこの工事は何月何日までみたいなんよう書いてあるじゃないですか。これもここは立ってるんですか。何も立ってないんですか。立ってるんですね。今、いつまでって書いてあるんですか。その前はいつまでと書いてあって、今はいつまでに変えたんですか。

川村委員長 もう少し詳細にこの説明をしたかというところの経緯とか聞きましょうか。どうなんですか。したのかしなかったのかというところですか。

杉本委員 全部ちゃんと聞いてください。

川村委員長 その看板の設置とかそういったものを含めて、どういった形で納得いただいているのかということですね。

杉本委員 そうですね。

川村委員長 それで答弁できますか。

安川課長。

安川建設課長 今、J Rの架道橋近くの工事に設置させていただいている看板は、あくまでもJ Rの部分だけの工事の表示としての看板でありまして、事業期間を示しているものではないというところがございます。ただ、今、現状わかりかねますので、それは確認させていただきます。

川村委員長 地元の説明について、また後ほど。今、説明できないんですね。

杉本委員。

杉本委員 後でいいんですけど、僕わかんないんですけど、これって通行どめじゃないですか。通行どめですよ。僕、道走ってて、通行どめやったら、きっちり看板に何日まで、何時から何時まで通行しますと細かく書いてあると思うんです。僕、何が言いたいかというと、ここに住んどったら、いつ通るのって思うと思うんです、単純に。ここが。それをちゃんと皆さんに説明して、また延びました、延びましたと言ってくれたらそれでいいんですけども、ちゃんと通行どめ期間書いてあって、また延びました、また延びましたと言ったら、皆さんも大変やろうと思うから、それがどうなってるのか聞きたいだけで、ちゃんと説明してご了承いただけてるのやったらそれでいいんですけども、基本的には看板に書いてやなだめやと思うんですけど、その辺もまた後でいいので教えてください。

以上です。

川村委員長 答弁あるんですか。ないですね。後で説明をちゃんとしていただくということですか。今は答弁はもういいですか。後日説明いただくということでご了解いただきますので、よろしく願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

副委員長。

松林副委員長 工期がおくれた理由の1つとして、今、お話をお伺いしてますと、JR側の状況にもよるということで、酷暑期のレール交換等、レールが膨張しますので軌道短絡等そういうのが発生して、微電流が流れているんな不具合が起こるといふ部分も十分予測はできると思うんですけども、こういうことは不可抗力といえれば不可抗力です。だけど、こういう酷暑期に工期を挟んで工事を進めるということは、JR側との打ち合わせ等もあると思うんです。そういう事象が発生しやすい時期もあるので、そういう部分も考慮した上で工事計画を立てていくということも非常に大事な部分ではなかろうかなと思うんですけども、そういう打ち合わせというのは、JR側とはやりとりはないんですか。

川村委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

JR側との協議については、毎月工事の打ち合わせということでやらせていただいています。ただ、打ち合わせは毎月しておるんですが、今回は不慮の事故ということで、また報告を受けたところであります。

川村委員長 副委員長。

松林副委員長 不慮の事故、不可抗力と、こういう部分はわかるんですけども、おてんとうさまの影響で暑くて膨張したり、そういうかげんはあると思うんですけど、そういう時期を挟んでいろいろこういう線路のかけかえ工事等をするのであれば、そういうことももう少し想定をして工期を考えるべきであろうと、そういうような部分もJR側と十分打ち合わせもしていただいて、円滑に工期が進みますように、今後よろしく申し上げます。

川村委員長 答弁よろしいですね。

松林副委員長 はい。

川村委員長 ほかにご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようでございますので、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、今回理事者からの報告は特にないということでございますので、委員の皆様から何かご確認事項がございましたらお受けしたいと思っております。

何かございませんか。

杉本委員。

杉本委員 私、昨年も総務建設常任委員会で委員をやらせてもらったんですけど、行財政改革に関する事項について出てきたことはありましたか。いつも何も無いと思うんです。ありましたか。

僕の記憶ではないと思うんです。これ、ないんやったらなしにするとか、何か1つだけでも出すとかというふうにしやんと、せっかく調査案件に入れてもらってるので、その辺はご考慮いただきたいんですけど、皆さんの意見はどうかわかんないんですけど、僕は1回も見たことないと思うので、1個ぐらい毎回、少しでもいいので出せるようにしていただきたいと思います。

川村委員長 過去の経緯も含めて。

吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

この件につきましては、以前からいろいろな議員の方々からご意見をいただいております。何かしら行財政改革、小さなことでもということで検討をしておるところでございますけども、内部的にいろいろ改革をさせていただいている最中でございます。次回必ず報告ができるように、今現在取りまとめをしている最中でございます。ご了承いただきたいと思いません。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 それを言ってもらったらいいと思うんですけど、次回楽しみにしてますので、よろしくお願ひします。

川村委員長 ほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 行財政改革に当たるかどうかわからんけども、前から私、登記の方をやかましく言うとするわけやけども、その中で、全体的に見て機構改革を検討されてるのかどうか。今の、前から言うように、管財課つくった、それだけで本当にやっつけられるのかということを知りたい。機構改革、2年連続して言うけども、ここでも検討してもらえないかなと思うわけやけど、何もやりますという確約はもうないけども、勝手にしゃべるとけというふうに私は思うてますけど、本当に来年4月に向かって機構改革でもやって、中の組織を引き締めるという考え方があるのかなのかということやから、もし、答弁できるんなら、そんなえらそうに言いなと、ちゃんとやりまんがなという答えをいただきたい。

川村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

委員からは常々そういったご意見もいただいております。しっかりと受けとめて、一歩一歩進んでいるつもりでございますが、先ほどの杉本委員からのご指摘もあわせて、これ、中でやっておりますこと、あるいはご報告したことがあったんじゃないかなということもあるんですけども、そういうのも含めて、また説明をしていきたいと存じます。

機構改革につきましては、これは常々、そういったことは日々、固定してしっかりとやっていく部分と、それから時代に合わせて変えていく部分、当然ございますので、そこをしっかりとやっていきたいと存じます。限られたマンパワーの中で、まだまだ委員からごらんいただくと、職員一人一人のアウトプットというか、資質をもっと上げて、もっといい行政に取り組むべきではないかと、まだまだ足りないよという叱咤激励をいただいていることでご

ございますので、そこも含めて、また、これは継続して、立ちどまることなく取り組んでまいりたいと存じます。結果として、来年度、明確に組織が変わるかどうかというのは、それは今の時点では申し上げられませんが、趣旨は十分と理解をしておりますので、それを踏まえてしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

川村委員長 ほかにご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようでございますので、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後に、公共バスの運行についてを議題といたします。

本件につきまして理事者より報告願います。

高垣企画政策課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いたします。

令和元年4月から10月までのコミュニティバスの利用状況についてご報告申し上げます。本年10月1日に、ミニバスルートの一部を予約型乗り合いタクシーへと改編するなど、これまでの運行形態とは大きく変更になっております。令和元年4月から10月における運行日数は214日です。1日当たりの利用者は、環状線ルートが95.34人、ミニバスルートが30.86人で、合計126.20人でございます。また、10月から運行を開始いたしました予約型乗り合いタクシーの運行日数は31日で、1日当たりの利用者は1.68人でございます。ルート改編前であり4月から9月前期と改編後の10月におきます各ルートの1日当たりの利用者数を比較いたしますと、環状線ルートは0.81人の増加、ミニバスルートは0.02人の減少で、合計では0.79人の増加でございます。また、4月から9月におきますミニバスルートのEルート、笹堂・萱ルート及びFルート、笛吹・梅室ルートは、10月から導入いたしました予約型乗り合いタクシーに変わりました。1日当たりの利用者数を比較いたしますと、4.50人の減少でございます。

次に、利用促進に向けての取り組みであります。マイ時刻表につきましては、平成28年11月より発行を行っておりますが、本年度は29名の方に57件の時刻表を発行しております。主な利用先といたしましては、ゆうあいステーション、高田市立病院、道の駅かつらぎとなっております。また、スマートフォンやパソコン等を使用して葛城市のコミュニティバスの時刻案内、情報案内を検索することができるナビタイム、ジョルダンによる時刻表インターネット検索を、平成29年9月から現在も導入しております。今後も利用者増加のため、広報かつらぎへの特集記事を組むなど、利用案内の掲載をはじめ、多角的に広報活動を検討し、利用促進に努めてまいります。これまで地域公共交通活性化協議会におきまして、運行ルートや運行形態に係る全体的な見直しについて協議を重ね、先ほど申し上げました本年10月から新運行形態による実証運行を開始しているところでございます。12月23日に地域公共交通活性化協議会を開催し、Fルート、笛吹・梅室ルートの予約型乗り合いタクシーの運行時間を一部見直す案の検討を行う予定にしております。今後も更なる利便性の向上に向けて調査検討を行い、見直しについて協議を行っていく予定でございます。

以上で報告を終わります。

川村委員長 ただいま報告願いましたが、この件について何かご質問ございませんでしょうか。

吉村優子議員からいきましょうか。

吉村優子委員 今、ご報告の中で、この一部見直しだというふうに思うんですけれども、10月の改編で予約型になったんですけれども、その中で、今までの1便目がなくなってということで、今までの利用者の方がその1便目を使って病院なんかに行っておられたんですけれども、タクシーになってから、これの一番早い便で行っても受付に間に合わないということで、その辺、委員会ではないですけど、お願いしてたんですが、それがこの分ですか。それは見直していただけるわけですか。

川村委員長 高垣企画政策課長。

高垣企画政策課長 ただいま吉村委員のおっしゃいましたご質問にお答えいたします。

Fルートの件でおっしゃってるという認識なんですけども、特に今回、山手のルートで、利用者数は少ないものの住民の方の大切な足であるという認識に立ちまして、アンケート調査を実施いたしまして、その分析結果をもとに今回の12月23日の法定協議会にその見直し案をかけまして、承認いただくという流れで現在進めております。

以上でございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村優子委員 利用者が少ないからタクシーにかわったのに、今まで少ない利用者の中でずっと利用しての方が不便を感じるのはいけないと思いますので、きっちりとしていただきたいと思えます。

川村委員長 ほかにありませんか。

増田委員。

増田委員 今の1便目、わかりにくいので、私、前回の法定協議会に出席させていただいたときの認識では、当初のダイヤでその時刻どおりにタクシーをお呼びいただいたら、そこに行くということだったんです。1便目が、どこの都合も含めてお答えいただきたいんですけども、その時間帯、タクシー出られませんか、出さなくなりましたか、そっちか、どちらの言葉がええのか、そっち側で選んでもうたら結構ですけども、もう一度そのところ、2点。

川村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。ただいまの増田委員のご質問についてお答えいたします。

対象になりました、予約型乗り合いタクシーにかわりましたE、Fルートにつきましては、以前は4便で走っておりましたが、現在3便になっております。それで、1番目の便がなくなった形で現在運行しております、なおかつ同じ時刻で走っておるといふご認識で今おっしゃったと思うんですけども、30分時刻が遅く、1便目が変わっております、その点につきまして、先ほど吉村委員のおっしゃいました住民の方からのご意見がございまして、その点につきましても、ご意見を踏まえながらアンケート調査を行って、現在見直し案を作成しておるといふ流れで、法定協議会にかけるといふ手続を進めておるところでございます。

以上でございます。

具体的には、Fルートの手の方が病院に行くのが30分遅くなったので、今までやったら、バスの時刻のとおりやったら行けてたのが、到着時間がおくれることで不便になったというご意見がございまして、その点を見直すという作業で今進めておるところです。

川村委員長 増田委員。

増田委員 減らして便利になったというふうに説明しはったようにしか聞こえないんですけども、減ったから不便になったというふうに私は聞いているので、そここのところ、その受けとめ方に違いがあるのかなと思うんですけども、私が、勝手な想像ですけども、タクシーにかわったと、1便目の時間帯については非常に繁忙期、忙しい時間帯になるので、タクシーの配備がしばらくのためにその時間はカットしたいというふうな都合なのか、いや、そうじゃない理由なのかと、そここのところを聞きたいんです。

川村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

まずは、説明のしぶりとして言葉の表現のところを、先ほどの吉村優子委員のご発言も含めて、もともと法定協議会で考えるときにも、公共交通、もともとは本当に民間のバス事業者等が業として成り立つほどもたくさんのご利用があれば、当然その路線として維持しておられるわけで、そうでないところについて税金も投入しながらどれだけの維持をしていくかということを考える上で、その上で1日の利用の便数の分析をいたしました。その結果として、1停留所当たりで、それこそ乗降人数にすると0.02人であるとか、これは、20日に1度、1人だけ乗ったとか、そんな時間帯もいろいろあるという中で、どういったことをやっていこうということを検討してまいったわけではございますが、先ほどの吉村優子委員の発言も一部引用しながら、ただ、言葉の順番が変わると随分違うのでございますが、基本的にはそういった利用者の利用のあるなしを含めて、便数であるとか時間の検討はしたんですが、逆に言いますと、1人でもご利用なさっていると。そのご利用は、その方の非常に必要な生活の足であるということも十分に踏まえながらどうやったらいいかという中で、利用のある方にだけはしっかりとその利用を維持しようということで、大きなバスを走らすのではなくて、タクシーの形での運用にかえました。ただ、やはり、ここは増田委員のご指摘も一部、それはあることは事実であります。タクシー事業者といいますが、請け負うその事業者のいろんな営業形態とのバランスも考えながら、利用の時間帯、ご利用者がどれぐらいいらっしゃるかという過去の運用形態の中での利用人数も考え合わせながら、一旦は時刻表を組み替えたわけではございますが、その時点では、どんな方がどういう用途で利用されているかというのは、過去の従前の利用形態の中では十分な調査が、個人として把握できませんので、できないながらでやったんですが、今、バスのご利用の実態を聞きながら、実際のご利用者に対してアンケートをとるといって形も含めて、利用の実態をもう一度、再度検証をしている中で、どうも、先ほど吉村優子委員からご紹介もありましたように、大切な生活の足としてご利用なさっている方の1つの用途として、病院の時間に間に合うように行こうとすると、この10分、20分の時間の違いが非常に重要なんだよということが改めてわかりましたので、そこにつきましては、事業者との調整もできる中で市民の皆様のか、数は少な

くても必要な利用をなさってる方のご利用を維持する中での改正ができないかということを検討した結果の中で、手続としては、これ、また認可の変更をしなければなりません。その前段として公共交通活性化協議会でのご議論もいただかなければいけませんので、ある意味、そのご議論の前にこの委員会でその内容についてご紹介をしているわけでございますが、そういったことの中で現在の検討に至ったわけでございます。したがって、増田委員のご指摘もそのとおりのものもございまして、吉村優子委員のご指摘も、そういったいろんなことを踏まえて、できるだけ公平性を確保しながら今回の改正案をつくってまいりたいと思っております。

以上でございます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。公共法定協議会の中でも私も聞かせていただいて、実証運転だということのお話でございましたので、試験的にこういうタクシーでやるんだということを確認させていただいた。

それから、もう一つは、これは、これで決めたら何年いくねんというふうな、決まってるんですかという質問をしたときに、いや、見直しというのは随時というふうなご回答もその席でいただいたように記憶をしておりますので、この実証の中で最大のサービスができる、効果を上げるような工夫をしていただけたらというふうに思います。

昨年ですか、田中角栄さんのお話を思い出したんですけども、山奥に5軒の家しかない、この山を越えるのにえらい時間かかるので、大きな何億円もお金をかけてその村にトンネルを掘ったと。絶賛をされた方と、ある程度費用対効果の問題も批判された方もいろいろおられたんですけども、地域の足を確保するというのもよく似たものかなと。利用頻度も大事でございますけれども、隅々まで行き渡るサービスというのも十分ご検討いただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

川村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後に、お諮りをいたします。

尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について及び公共バスの運行については、事業の進捗に伴い、随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、これら4件の調査事項につきまして、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員がいらっしゃいますので、発言の申し出があれば許可をいたしますが、谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

川村委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

長時間にわたりまして、途中、別の公務ということで、インターネット中継をごらんになられた市民の皆様にはしばしお待ちいただいて、1時からの再開という大変ご迷惑をおかけいたしました。ネット中継ですのでおわびを申し上げます。

非常に活発な意見をいただきました。今回、所管に係るいろんな質問はありますけれども、理事者の皆様におかれましては、いろいろと質問事項は複雑かもしれませんが、後で資料を持ってきていただくようなこともあるとは思いますが、できるだけこの委員会に答弁を積極的にいただきますように、これをお願いしまして、本日の委員会は閉じさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会 午後3時08分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

川村 優子